

平成 27 年 12 月 18 日

(10 時 19 分開会)

◎弘田委員長 ただいまから商工農林水産委員会を開会いたします。

御報告いたします。けさの朝刊にも載っておりましたが、当委員会の川井副委員長が御逝去されました。本当に当委員会の中の重要な役割を果たしていただきました。大変残念であります。黙祷をささげたいと思いますので、皆さん御起立をお願いいたします。

黙祷始め。

(黙 祷)

◎弘田委員長 お直りください。着席をお願いします。

それでは、高知県議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定では、委員長及び副委員長 1 人を置くことになっておりますので、第 6 条第 2 項の規定により、副委員長の互選を行います。

互選の方法はいかがいたしましょうか。

(「指名推選」と言う者あり)

◎弘田委員長 指名推選せよという発言がありますので、副委員長の互選の方法については、指名推選によりたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。委員長である私が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

副委員長に黒岩正好君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました黒岩正好君を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました黒岩正好君が副委員長に当選されました。ただいま副委員長に当選されました黒岩正好君に本席から告知を行います。

ここで、副委員長の就任の御挨拶があります。

◎黒岩副委員長 ただいま、副委員長の指名をいただきました黒岩です。川井副委員長が、突然、御逝去されたということで、この委員会の運営もしっかりと、後を継いで頑張っていきたいと思いますので、委員の皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

◎弘田委員長 本日からの委員会は付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件はお手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、22日火曜日の委員会で協議していきたいと思います。

それではお諮りします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎**弘田委員長** 異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、部局ごとに説明を受けることといたします。

### 《商工労働部》

最初に、商工労働部についてであります。

それでは議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎**原田商工労働部長** まず初めに、お詫びしなければならないことがあります。それも、2件ありまして、まずは、昨日の本会議で配付させていただきました議案の訂正のとおり、商工労働部の担当議案である第20号議案高知県が当事者である和解に関する議案の中で、土地の表示の地番欄の記載に誤りがありました。あつてはならないことであり、誠に申しわけございません。いま一度、提出する議案のチェックを徹底し、今後は、適切な議案の提出に努めてまいります。

次の件ですが、これは、今月5日に新聞で報道されておりますけど、当部の職員による時間外勤務手当の不正受給事案についてです。

今回の不祥事により、県民の信頼を損なう事態となっております。先ほどの議案の件とあわせまして、深くおわび申し上げたいと思います。

いま一度、職員を管理監督する立場にある職員が、時間外勤務等を命令する際に、事前命令や事後確認を徹底するとともに、職員一人一人が率先して法令を遵守すべき県職員としての自覚を新たにして、県民からの県政に対する信頼を回復するよう進めてまいりたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

それでは、部の提出議案につきまして、その概要を説明させていただきたいと思います。まずは、補正予算議案ですが、一般会計で予算の減額補正1件、それから債務負担行為の増額の補正1件、繰り越しに関する議案1件をお願いしております。いずれも、企業立地課所管の予算で、高知一宮団地に係る予算の補正関連となっております。この後、担当課長から詳細に説明させていただきますので、よろしく願います。

次に、条例その他議案につきましては2件です。

一つは、高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例及び高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等に定める条例の一部を改正する条例議案で、これは、国

の改正を受け、引用規定の整理を行おうとするものです。

続きまして、高知県が当事者である和解に関する議案で、12月1日に発表されたルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社高知工場の集約方針を受け、承継先企業の確保の協力などにつき、ルネサス社側と合意するための議案です。

これらにつきましても、この後、担当課長から詳細について御説明させていただきます。

最後に、前議会からこれまでの審議会の開催状況について御報告申し上げます。

お手元の議案の補足説明資料の商工労働部と書いてある青色のインデックスの3ページを見ていただきたいと思います。題目で、平成27年度主な審議会等の状況と書いているものです。

この上の段は、経営支援課で所管している大規模小売店舗立地審議会を10月21日に開催しております。項目として記載しておりますけど、審議会では、大型のドラッグストアなど2件の店舗新設案件について御審議いただいております。交通問題、騒音など周辺地域に配慮すべき事項について、いずれも意見なしとの答申をいただいております。

その下です。雇用労働政策課が所管しております職業能力開発審議会です。

10月27日に第2回、それから11月19日に第4回の小委員会を開いており、高等技術学校の訓練のあり方の議論をしていただいているところです。

総括説明は以上です。

◎弘田委員長 続いて所管課の説明を求めます。

#### 〈企業立地課〉

◎弘田委員長 まず、企業立地課の説明を求めます。

◎松下企業立地課長 当課からは、提出議案である第1号議案の12月補正予算と第20号議案の和解に関する議案につきまして御説明させていただきます。

初めに、12月補正予算につきまして、お手元の資料①の定例会議案補正予算とインデックス青色の商工労働部の議案補足説明資料で御説明させていただきます。

資料①の定例会議案補正予算の3ページをごらんいただきたいと思います。今回の補正予算は2点あります。

まず1点目は、仮称ですが、高知一宮団地の造成事業に関連する工業団地開発関連事業費補助金について、現年予算と債務負担行為に係る補助期間と年度ごとの補助額の見直しをお願いするものです。

現年予算につきましては、3ページの中ほどにある7商工労働費、1商工費におきまして、1億9,573万6,000円の減額をお願いするものです。

11ページをごらんいただきたいと思います。債務負担行為につきましては、1項目目の工業団地開発関連事業費に対する補助において、期間の終期を平成29年3月31日までとしておりましたが、平成30年3月31日までに変更し、限度額を1億2,514万円から2億

7,906万1,000円に変更をお願いするものです。

4ページにお戻りいただきたいと思います。2点目は繰越明許費の補正ですが、造成工事にあわせて施工を予定している県道の盤下げ工事につきまして、繰り越しをお願いするものです。左側の中ほどにある7商工労働費、1商工費の工業立地基盤整備事業費として、8,307万2,000円の繰り越しを計上しております。

それでは、おのおのの内容につきまして、説明させていただきます。

インデックス青色の商工労働部の議案補足説明資料をごらんいただきたいと思います。

この中の赤色のインデックス、企業立地課の1ページをごらんください。

まず、工業団地開発関連事業費補助金に係る補正予算につきまして、御説明させていただきます。当補助金は、資料の中ほど下の参考にあります。共同開発者である高知市が、団地造成と一体として施工する道路や調整地などの関連工事に対し、市の負担額の2分の1を補助するものです。

少し上を見ていただきまして、今回の補正の理由としては、時間を要していた共有地の用地取得にめどが立ったことから、工事に着手する運びとなり、工事期間を平成27年度から平成29年度までの3カ年に変更し、これに伴い補助期間及び年度事業費の変更をお願いするものです。このことにより、平成27年度現年予算は1億9,573万6,000円の減額となるものです。

また、債務負担行為の限度額は期間を1年延長し、改めて平成29年度まで設定するもので、2カ年合わせて2億7,906万1,000円をお願いするものです。変更後の補助金の増減額は資料の中ほどにあり、総額で4,181万5,000円の減額となっておりますが、これは、国の社会資本整備総合交付金の活用により、県と市の負担額が減少したものです。

次に、資料下の2です。工業団地開発関連県道改良工事請負費の繰り越しについて、御説明させていただきます。

この工事は、県道北本町・領石線に工業団地の入り口となる交差点を設置するために行う改良工事です。先ほど、申し上げましたが、用地取得にめどが立ちましたことから、改良工事に着手することとなりますが、工事に係る必要な工期を確保するため、繰り越しをお願いするものです。

なお、2ページに高知一宮団地の概要を添付しております。下の図に、今、御説明した県道改良工事、調整地、道路等を明記しています。

以上で、12月補正に関する説明を終わらせていただきます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎米田委員 開発面積についてですけど、のり面が広いこともあり、13ヘクタールあるのに、分譲はわずか3分の1程度しかないことからすると、効果的な場所だったのかの思いがします。それと、のり面が多いので、金額的には、そんなに張らずに分譲できるのか。

◎**松下企業立地課長** まず、高知市が市内の適地を数十カ所選ぶ中で、高知一宮団地を整備することになりました。この高知一宮団地につきましては、委員からお話がありましたように、のり面が全体面積に対してかなり広がっておりますが、高知市としては、工業団地の用地がない中で、企業からの問い合わせ等もあり、できるだけ早く団地を整備したいとの思いがありました。

そうした中で、こちらについては、過去に採石した跡地で、工事期間が短く済むと思われたので、県と高知市が協議した上で整備することになりました。

次に、のり面が広いことによる分譲単価への影響につきましては、先ほど、少し説明させていただきましたが、国の有利な交付金事業等を取り入れて分譲単価をできるだけ下げていく方向で整備しています。

◎**広田企業立地推進監** 少し補足させていただきます。のり面と山が多いんですが、宅地の値段と比べるとはるかに安い山林を取得していますので、価格への影響はほとんどないと思っています。

◎**米田委員** 地元の方々がいろんな周辺対策に前向きに取り組んでくれているんですけども、もう一つ心配なのが、団地内の排水・雨水の処理です。北側の県道に管を入れるとの話もあるんですけど、その場合、県道の通行どめなどを含めて、どのように排水対策を計画され、住民との合意はどうなっているのかをお聞きしたいです。

◎**松下企業立地課長** 整備に当たりましては、当然のことですが、地元の方にお集まりいただき、高知市が中心となり県も参加して説明会を行っております。その中で排水につきましては、特に大きな問題です。現行の対策としては、高知市が下水道設備をここまで延ばすことになっていきます。当然、排水基準をクリアした上で、下水を使って排水します。それとあわせて、実際、こちらに企業が来ていただく場合には、高知市と環境に関する協定等も結ぶことになると思いますので、そうしたことでチェックを入れながら法令を遵守しながらやっていくこととなります。また、こちらは上水道で対応することとしておりますので、そんなに大量の排水は出ないのではないかと考えております。

◎**米田委員** 雨水や排水は、県道の下に管を埋めて、下流の川へ流す計画ではないんですかね。

◎**広田企業立地推進監** 先ほど課長が申しあげましたように、企業が使った用排水につきましては下水道に流しますが、雨水につきましては、調整池をつくり、川に流します。

◎**米田委員** わかりましたが、その調整池からどこへ流すのでしょうか。県道の下へ管を埋めるなどの工事は特段必要ないですか。

◎**松下企業立地課長** 先ほど見ていただきました2ページの図面の中で、下の赤いところに調整池があります。基本はここで調整しながら、既存の排水路に流していくこととなります。その調整池をしっかりしたものをつくっていくということです。

◎武石委員 この土地の岩質は蛇紋岩だと承知しています。日高村のエコサイクルセンターの土地も蛇紋岩質で、建設の際に予期せぬ崩落や崩壊があって、工期の延長や工事費を要したことがありましたけど、そういった面で、ここは安定性があるんですか。

◎松下企業立地課長 2ページの図面がわかりやすいと思うんですが、青色に塗った部分が分譲用地です。そちらにつきましては、事前に岩盤の調査等を行い、工場の立地にも問題がないとの判断をいただいています。

また、蛇紋岩は風化に弱い性質があり想定していたんですが、昨年8月に、かなり雨が強く降ったことで、のり面の一部に少し亀裂が見られたことも踏まえ、工事のやり方を全面的に見直しして、現状に合った対策をとっていくことにしております。

◎弘田委員長 ほかにありませんか。

(なし)

◎弘田委員長 それでは、第1号議案についての質疑を終わります。

続きまして、第20号議案についての説明をお願いいたします。

◎松下企業立地課長 続きまして、条例その他議案について御説明させていただきます。まず、お配りしている補足説明資料の内容について、簡単に御説明させていただきたいと思います。表紙に企業立地課、ルネサス社関係資料と書いている資料の1ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、このたびのルネサス社の集約の方針を受け、先日の商工農林水産委員会の後に香南市長から知事宛てにちょうだいした要望書です。

要望書では、ルネサス社が高知工場の承継企業を確保し、高知工場従業員の雇用継続に全力を尽くすこと。また、高知工場第2棟用地への企業誘致に全力で取り組むことなどの御要望をいただいております。

続きまして2ページをお願いします。

こちらは、香南市議会議長から知事宛てにいただきました要望書となっております。内容につきましては、香南市からのものと同様となっております。

次に、3ページをお願いします。

こちらは、今回の和解が、県が香南工業用水道に費やした整備費用等に見合っているかの点につきまして、これまで県の説明が少しわかりにくいとの声もありましたので、改めて整理した資料です。要点のみですが、御説明させていただきます。

県が香南工業用水道に費やした整備費用は、維持管理を合わせて、総額で約30億円となっております。

(1)の三つ目の点ですが、香南工業用水道は、これからもまだまだ使えるインフラです。施設全体の耐用年数33年のうち、これまでに14年経過しておりますが、これからの19年は、新たな企業の誘致を促進し、その企業に使ってもらうことで供給が可能です。

よって、今回ルネサス社に求める分は、耐用年数33年のうち14年分となっております。

また、香南工業用水道はマックス 8,000 トンの供給が可能ですが、現在、大三株式会社  
が立地している旧赤岡町の北部工業団地への供給分 2,000 トンも含まれており、全てがル  
ネサス社用ではありません。ルネサス社用は 6,000 トンですので、8,000 トンのうち 6,000  
トン、すなわち 4分の3 がルネサス社に求める分となります。

大まかな計算となりますが、ルネサス社に求める分につきましては、全体 30 億円のうち、  
33分の14 に 4分の3 をかけて、全体の約 30%の約 10 億円となり、これがルネサス社に求  
めることができる金額となります。正式な計算式は 12 月 3 日の委員会や本会議での説明と  
重なりますので、ここでは省略させていただきますが、おおむねこうした考え方で、ルネ  
サス社に係りのある部分を試算しております。

(2) に記載しておりますが、この約 10 億円のうち、ルネサス社に負担を求めることが  
できる金額は、双方で事前に決めておりませんでしたから、公平の観点によれば半分の 5  
億円が上限であり、半導体市況の急激な悪化が予測困難であったことを考慮しますと、今  
回の和解により県が無償譲渡を受ける第 2 棟用地の鑑定評価額は約 6 億円ですので、ルネ  
サス社に負担を求めることができる金額を超えていると考えております。

次に、4 ページから 7 ページです。こちらは、先の商工農林水産委員会で説明させてい  
ただきました資料です。当日欠席されていた委員もいらっしゃいましたので、改めて配付  
させていただきました。

以上が、ルネサス社関係資料についての説明です。

次に、資料④の 7 ページをお願いします。真ん中から下ですが、今回のルネサス社との  
合意は、高知工場の譲渡先の確保に向けた努力、第 2 棟用地の無償譲渡などを確認し、こ  
れにより今後は県とルネサス社が高知工場の従業員の皆様の雇用継続に協力していこうと  
いう内容です。

言いかえますと、高知工場の閉鎖を伴う集約や香南工業用水道の整備費用の負担などに  
ついて、お互いが今後争うことがないこと。すなわち本件につきまして、お互いにこれ以  
上に債権・債務がないことを確認するものです。

それでは、高知県が当事者である和解に関する議案について、御説明させていただきます。

資料③の定例会議案の 42 ページをお願いします。

まず、1 和解に係る当事者は 3 者で、甲は高知県、乙はルネサスエレクトロニクス株式  
会社、丙はルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社です。

次に、2 和解の概要について順に御説明させていただきます。

まず(1)は、乙及び丙が高知工場の集約に際し、譲渡先の確保に努力することを規定  
しております。

次の(2)は、高知工場の譲渡先の企業が甲である県の企業立地補助金の交付要件に該

当する場合に、甲が補助金を交付することなどにより乙及び丙による譲渡先確保に協力することを規定しております。

次の（３）です。こちらは、和解の成立をもって乙は第２棟用地を甲に無償で譲渡することを規定しております。

次の（４）から（６）は、第２棟用地の譲渡に伴う所有権登記や土地の引き渡しなどの甲乙の手続き、土地に賦課されます公租公課の負担について規定しております。

次に、43 ページになりますが、（７）を見ていただきたいと思います。こちらは、甲である県が譲渡を受けた土地を県の指定工業団地として活用するための必要な措置を講じ、企業立地補助金の交付等により、企業立地に努めることを規定しております。

（８）は、これまでの内容に基づき、乙及び丙が従業員の雇用の維持継続に努力すること。甲はこれに協力することを規定しています。

（９）ですが、これまでの内容に基づき、甲乙丙の３者は定期的に協議を行い高知工場の集約後も３者が必要と認めたときは、協議を継続することを規定しております。

次の（１０）です。甲乙丙の３者はこの内容の実現のために支障が発生した場合には、誠実に協力することを規定しています。

次の（１１）は、乙及び丙はこれまでの高知工場の操業のための地元の協力に対する謝意をもって、甲は乙及び丙による長期にわたる高知工場の操業による経済への貢献を踏まえ、それぞれが和解に基づく措置を誠実に実行することを規定しています。

最後の（１２）です。こちらは、甲乙丙の３者が、高知工場の集約、三菱電機株式会社による高知工場第２棟建設計画並びに高知県による香南工業用水道の設置、整備及び維持管理について、ここに掲げる内容のほかには何らの債権・債務がないこと。並びに甲が三菱電機に対し何らの債権を有しないことを相互に確認することを規定しています。

和解の概要は、以上の１２項目です。つきましては、地方自治法第９６条第１項第１２号に基づき、和解案について御承認いただきましたら、ルネサス社には企業としての責任ある誠実な対応を続けていただきながら、協力企業を含めた約３６０名の従業員の皆様の雇用の確保のためにお互い協力し、高知工場の譲渡先の確保と、第２棟用地への企業立地に向け、スピード感を持って全力で取り組んでいきたいと考えております。

そうした取り組みですが、もちろん簡単なことではないことは承知しております。今議会で議員の皆様からいただきました御意見を今後の対応に十分生かし、企業立地課の職員を初めとする職員の総力を挙げて企業立地を推進するとともに、従業員の皆様の雇用の維持継続につなげたいと考えておりますので、何とぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

以上で、企業立地課の説明を終わらせていただきます。

◎弘田委員長 質疑を行います。



◎武石委員 前回の委員会で、おおむね提出される和解議案について想定した上での議論もある程度なされましたが、第2棟に向けた工業用水道の整備にかけた費用をどう判断するのか、あるいは契約もなしにそれだけの事業が執行されたことについて、行政上の瑕疵があったのかどうか。つまりは、行政裁量権の逸脱に当たるのかどうか、この和解議案を審議する上でのポイントになると思うんですね。

そこで、前回の委員会で、県として、その辺をしっかりと総括してくださいとお願いしておりました。それに対して、本会議での一般質問で知事、原田部長あるいは梶総務部長の答弁で、一定の県の総括はこういうものであったと、我々としてもわかりました。きょうはその点についての掘り下げをしていかななくてはならないと思います。

まず、行政上の瑕疵があったかどうかについては、知事は三つのポイントを挙げられました。つまり、当時、非常に熾烈な企業誘致の地域間の競争があったこと。第2としては、三菱電機の第2工場の整備を信じるに至るコミットメントがあったこと。三つ目が、契約を締結するならば双方に義務を負う双務契約となり、県も相当のリスクを負うおそれがあった。この3点で総括されました。

ここで、今の物差しで当時をはかるべきではないと思っけていまして、当時がどうだったのかをつまびらかにしなくてはならないと思いますので、幾つか質問させていただきたいと思っけています。

まず1点目の熾烈な地域間競争があったとの点からお聞きしますが、知事は、全国的に競争があったとお話されましたけど、私の調査によると、この三菱電機の第2工場の誘致に関しては、主に熊本がライバルだったとの話も聞きますが、その当時の状況について、御説明願っけていたと思っけています。

◎松下企業立地課長 当時の状況について、私どもがお聞きしている点も踏まえて、お答えさせていただきますと思っけています。

まず、工場の第2棟を建設する計画は、これまでも説明させていただきましたように、操業開始後すぐの昭和61年にそうした話が事務レベルでも入っけてきていました。

これは、先ほど御質問いただいた第2棟を考える上での背景でもあったと思っけていますが、第1棟の稼働が順調である中で、次の工場を建設しようとなっけてきたとき、その当時は、九州との地域間競争があった中で、三菱との協力関係において、熱意等を感じていただけたことと、十分サポートしていたことで、高知工場のほうが第2棟の建設には有利な状況であったと聞っけております。

◎広田企業立地推進監 補足させていただきます。当時、熊本を含め、九州はシリコンアイランド構想を進めておりまして、九州だけで1兆円を超えるぐらいの半導体の生産をしていました。熊本の三菱工場がそのスタートで、その後、ソニーやいろんな企業が立地して、ちょうど第2棟の話があったときに国内の30%を九州が生産してございました。なぜ熊

本等の九州への立地が進んだかということ、飛行場といったインフラの整備に加え、何よりも1番大きかったのは、阿蘇山系を中心とする水が豊富にあったことです。その点が高知と非常に似ているというか、競争相手であって、当時の高知工場の工場長等も、とにかく高知工場を強くしたいので、第2工場を高知に誘致したいけれども、いかんせん水を何とかしないといけないというのが最大の課題でした。当時の人たちも、その水を何とかしないと危ない状況だと赤裸々に語っていました。

◎武石委員 そうすると、熊本には水もあるので、三菱電機は第2工場の候補地として熊本をかなり強く意識していたのか。その辺の状況について御説明願えればと思います。

◎広田企業立地推進監 熊本工場は三菱の最初の工場ですから基幹工場です。そして、西条ができて高知ができて、西条への投資が一定終わったので、次は高知だと我々も期待していたんですけど、実は、今の熊本工場は、一旦ルネサスになった後に買い戻しており、今も三菱の大事な工場です。これはあくまで当時の人たちのお話ですけど、そういったこともあって、三菱電機としては、高知の水の問題が解決しなければ、当然、熊本を考えていたんだろうと推測されます。

◎武石委員 それで、当時、第2工場の誘致に向けて、想定される規模はどのぐらいだと承知されていたんですか。

◎松下企業立地課長 当時の三菱の計画によりますと、新規雇用が1,000人、それにあわせて製造品出荷額等がフル操業になれば1,000億円以上の規模だったと聞いております。

◎武石委員 知事は第2棟が建設されるコミットメントがあったとおっしゃったんですけど、そう解釈する根拠の説明と、第2棟向けの社員住宅の用地を購入したとの話も聞いていますが、それもコミットメントを意識するに至った要因だろうと思うんですけど、その辺の経過について御説明をお願いします。

◎松下企業立地課長 第2工場の整備を信じるに至ったコミットメントですが、先ほどもお答えしたように、高知工場の稼働が非常に順調であった中で、第2工場の話があったこともあろうかと思えます。それと、委員がおっしゃったように三菱側では、第2棟に向けた社員寮の用地を既に取得していたことも、次のステップに向けた動きじゃなかったかと思えます。

それとあわせて、事務レベルでは、実際に工業用水がどの程度必要であるとか、こうした施設でなくてはならないといった詳細なレベルの調整等を全て合意形成のもとでやっていたことは、十分なコミットメントがあったんじゃないかと思えます。

◎武石委員 しかしながら、その後、社員寮として購入した用地を売却したと思うんですが、その年次がわかれば教えていただきたいのと、売却した時点で第2棟が建設されるかどうかのコミットメントが揺らぐポイントになると思うんですが、そのときの判断を聞かせいただきたい。

◎松下企業立地課長 この土地については、平成14年に地元の方に売却しております。土地を売却した背景として、時代の流れとともに、仕事との区別がつきにくいことから、寮や宿舎に対する社員の要望が減ってきたように聞いております。

そうした中で、これまで三菱、ルネサス社からは第2工場の建設は延期としたままで、それ以上のことはお聞きしておりません。知事をトップとして、我々が本社に訪問する際にも、そうした話は全くなく、第2工場の建設に向けて私たちも取り組んできた状況です。

◎広田企業立地推進監 少し補足させていただきます。寮の用地を処分した背景には、先ほど課長が言いましたように、社員寮の人气がなくなってきたこともあります。当時は、生命保険会社等も社宅を処分している時代で、今もほとんど使われていませんが、第1棟用の寮も空き部屋がどんどんふえていました。そういったことに加えて、地域の社会福祉法人や医療法人が老人ホームや病院をつくりたいので、その土地を譲ってほしいと三菱側へ申し入れがあって処分したとお聞きしております。

◎武石委員 寮の人气がなかったとのお話でしたけど、今も使っていない第1棟用の寮の世帯数と、第2棟用に予定していた寮の規模を把握していれば教えていただきたい。

◎広田企業立地推進監 第2棟用は、120世帯を計画していたとお聞きしております。第1棟用はすぐそばにあり、何人入れるかまではわかりませんが、4階建てで20戸以上あると思います。それと、ちょっと離れたところに最大100人ぐらい入ることができる独身寮があります。

◎武石委員 水がないと企業誘致が実現しないので、香南工業用水道を整備する必要があった。つまり水がポイントになっていたとの御説明がありました。

当時、三菱側と水の量や水質について、事務レベルでいろいろな合意があったと聞いていますけど、その辺について詳しく説明していただけますか。

◎松下企業立地課長 その当時、事務レベルの話し合いはたびたび持たれております。そのときに、マックス6,000トンの水が必要だといったことは、お互い合意しているところです。それとあわせて、三菱側からは、具体的に水の濁度や電気の伝導度、水温等について、県に示された経緯があります。

◎武石委員 それで、それに見合う水量や水質について当然調査されたと思うんですけど、調査した経過、あるいは、その当時どういう意思決定でそういう調査に当たられたのか。また、その結果、当然今の取水地が上がってきたんでしょうけど、その辺の経過を説明していただけますか。

◎広田企業立地推進監 水質等について、これでいきましょうと話があったのは、平成七、八年のころですけど、実は、第1棟が建った昭和61年から三菱側は既に第2棟を意識しておりまして、県も香我美町内で昭和61年当時から水を確保する場所を探していました。

ただ、今は香南市ですけど、当時は野市町と香我美町は別でした。香我美町の水源が、

もうこれ以上ないことがはっきりしてきましたので、その水源探しとして、香宗川の水を使用することや井戸水を野市町で確保することが検討されました。しかし、野市町から井戸水を確保するとなると、隣町の工場のために、なぜ野市町の水を提供しなければいけないのかといった難しい地元感情もありました。それで、香宗川の表層水を使うことで合意に達したけれども、濁度等のいろんな問題が出てきました。そのため、表層水を使うには濁度を下げるためのメンテナンス費用等が膨大にかかることから、最終的には、野市町に井戸水を求めなければならないとなり、野市町に了解をもらうため、県を挙げて取り組んだ経過があります。

◎武石委員 熊本に負けないために工業用水道を整備して、製造品出荷額 1,000 億円、新規雇用 1,000 人といたった巨大な誘致を実現したいとの思いはよくわかりました。

さはさりながら、これだけの巨費を投じたことにおいて、今振り返ったら、当時の判断は甘かったんじゃないかとの思いはお持ちにならないのか。それから、県庁内の意思決定、当時その水質などを調査するに至る上で、担当部として、例えば、当時の知事等にも当然御相談されたと思いますけど、県庁内でどういう意思決定がなされたのかをもう少しつまびらかに説明してください。つまり、判断が甘かったんじゃないかと、それから、当時の県庁内での意思決定のあり方がどうだったのか。

◎広田企業立地推進監 意思決定についてですけど、水を何とかしないといけないと判断した最大の要因は、平成 9 年当時の三菱の半導体部門のトップの平林専務が知事を訪ねて、平成 11 年までに第 2 棟を完成する事業計画を示されました。それで、県としてもそれまでに工業用水道をつくってほしいとして双方が話し合い、我々も一生懸命やりますとなりました。当時の新聞でも、県は必死でやらなければいかんと報道がなされ、当時の担当はすごいプレッシャーを受けたと思います。そういった形で、県を挙げて水の確保に邁進した経過があります。

◎武石委員 それで、当時、誘致にかかわる県の職員も向こうにお住まいを移して、精力的にお仕事をされたとお話も聞きますけど、知事の指示を受けて、担当部署として、具体的にどのような考え方で、どのような動きをしたのかをもう少しお話ししたいと思います。

◎松下企業立地課長 先ほど推進監から、いつまでに水を確保しなければいけないといった話がありましたが、当時、水をいただくに当たって、それぞれの地域で 100 回を超えるぐらいの地元説明会をされたと聞いています。

当時の職員は、水の確保に向けて地元の協力が得られるよう、野市町に家を構えて住みながら、昼間はいろんな地域を説明しながら回り、夜は説明会を開催して、野市町から承諾をいただいて、やっと水をとる協定を結ぶことができたと聞いています。

◎武石委員 知事のおっしゃった 3 点目です。双務契約になるんで県も相当のリスクを負

うおそれがあったとのことですけど、もし、香南工業用水道の整備がおくれた、あるいは整備ができないことになったら大変であることは理解できます。知事は相当のリスクとおっしゃいましたけど、金額的にとか、より具体的にどういうリスクが考えられるのかについて、御説明いただきたい。

◎**広田企業立地推進監** これは民民で契約するときはよくあることだと思いますけど、約束しておいて、もし入居しなかった場合は数カ月分の家賃を請求することがあると思います。今回、平成11年に工場を建てると明言されて、それまでに水を確保してくださいとされたときに、先ほど申し上げましたが、水については、表層水の問題や野市町から確保する必要があるといったように、いろいろ苦労した経過がありました。そういったことで、まだ、本当に水を確保できるかどうかわからない微妙な段階で、それに取組まなければならない。しかし、向こうからすると、1,000億円の投資をして平成11年に工場を建てたとして、例えば、水の確保が1年遅れ、もし向こうから、その営業補償等を求められると、何百億円といった数字になりますので、とても対応できなかったと思います。これは、実際に求められたわけではありませんし、あくまで推測にしかありませんけども、こちらもそれを求めることで、逆に誘致ができなくなるおそれもあったと思います。

◎**武石委員** 当時、熊本を意識しながら企業誘致に取り組み、そこで仮に双務契約を結ぼうとしたときに、企業誘致に影響する懸念があったと思うんですね。そのあたりの御所見をお聞きしたいと思います。

◎**原田商工労働部長** 先ほど、推進監が答えたことが基本だと思うんですが、まず、そういう契約を相手方に結ぶことを申し入れることにより、それなら今回の話はなかったことにと、その企業立地自体がなくなってしまうリスクを考えたのではないかと思います。

具体のリスクといいますと、きちんとした準備ができず、向こうの計画どおり対応できなかったときに大きな補償を求められることが最大のリスクであり、それにより具体的話を進めていくことや県民などの理解を得るのは難しい部分もあると思いますし、当時は、それを結ぶことについて、大きなリスクがあると考えたと思います。

◎**武石委員** 私は議長を務めているときに誘致企業を回らせていただいて、県の対応や高知について、どのように感じているかを各企業からお聞きしたんですけど、県の企業立地課の職員が、本当にきめ細かくアフターケアをして、人間関係もつないでフォローしているとの印象を強く受けました。高知県はそういった面であったかいというのか、面倒見がいいと好評を得ているんですね。

であるならば、第1棟はガリバーみたいな存在で、それでまだ第2棟の建設が目に見えることは、人間関係も密にして、かなりそこに傾注されていたと思うんですね。

けど、結局、半導体市況の予期せぬ状況で第2棟がなかなか建設できなくなった。この時期に、それだけ人間関係をつくって取り組んできた県として、手をこまねいて見ていた

だけといったことはないと思うんですよね。そのあたりのプロセスについて御説明いただけますか。

**◎広田企業立地推進監** 平成13年ごろから半導体の日本のシェアが凋落してきました。当時は三菱電機からルネサス社にかわっていく段階ですけど、ルネサス社自体には、まだまだ体力がありましたので、これから調子がよくなれば第2棟の建設もといった希望をずっと持っていたんですけど、やはり平成20年ごろから、ルネサス社自体がなかなか立ちゆかない厳しい局面を迎えていることを我々も肌で感じていました。

その中で、ルネサス社自体も、ここは何とかしなければいけないとして、平成22年から、化合物半導体という最新鋭の半導体を高知で何とか展開できないかと考えて、県外の会社と契約し、ルネサス社の社員が何十人もその研究開発に協力していました。県としても、ルネサス社の取り組みが成功することで、県内で大量の雇用が発生します。また、その後工程を高知県内でやってもらおうと考え、Sプロジェクトをスタートして、県内の企業とそれから来ていただく企業に補助金の説明もして、負担行為も起こしておりました。

それで、一生懸命取り組んで、我々も熱い思いでかけてきたところですが、残念ながら、市場がまだ十分立ち上がってないこともあり、そのプロジェクトは、せんだって終わってしまいました。

**◎原田商工労働部長** 武石委員がおっしゃったことも、よくお話をいただくことだと思います。

我々としては、ルネサス社自体が手をこまねいていたことは全くないと考えておられて、高知工場で作られる製品自体が、今後、右上がりになるにはどうすればよいか考える中で、工場内の効率化の努力もしていただいています。

ただ、それだけでは十分ではないとの判断もありましたので、新しい取り組みの話もお聞きして、これからの投資も期待できるものであり、我々も支援しようと話をしておりました。そういうことも含めて、これは今後も期待できる状況にあるとの判断を持ちながら、今回に至ったのが実態であると思います。

**◎武石委員** 知事が総括された3点について、大体、当時の経過についてお聞きしましたけど、ここでもう一度、部長に確認しますが、行政上の瑕疵はなかったとのことだと思うんですけど、改めて部長からこの場で、その総括についての御所見をお聞きしたいと思います。

**◎原田商工労働部長** 知事の答弁で、全体のことは申し上げたところですが、先ほど熊本の話が出ましたけれども、当時、ライバルがいる中で、非常に厳しい企業誘致の状況があり、これは水を用意しなくてはどうにもならないという判断があったのも事実です。その後、1棟目が高知県に非常に大きく貢献しており、次の工場もそれ以上の経済効果や雇用効果があるとの計画でした。そういった中で、いろんな手続を踏まえて地道に事務レベル

でも水量や水質といった具体の話もしていたので、将来的に整備されないことは、当時全く想定していなかったのが実態でした。

残念ながら今回はこのような結果になりましたけれども、当時、日本の半導体業界の凋落は予想できなかったと思います。

何より、事前にそういった負担を求める契約自体が、この話自体を不可能なものにするおそれが十分あったこと。それを申し入れることによって、そういう理解を得られないことを総合的に考えて、当時、事前に契約を結んで費用負担をきちんと決めることは、現実的ではありませんでしたし、そういう判断をしたことも行政上の瑕疵ではないと我々は判断しています。

◎武石委員 今後の企業誘致についても、さらに加速してやっていただきたいと思うんですが、企業誘致活動を続けていく中で、この事前の契約締結は、困難だと認識しておかないといけなんでしょうか。そのあたりについて御所見をお聞きます。

◎原田商工労働部長 今回の集約を受けまして、議会を含めていろんな方面からどう受けとめて、今後どうするんだというお声をいただいています。そのような御意見を真摯に受けとめることは当然だと思います。

知事からも一部答弁させていただいておりますけど、通常の誘致対象であれば、いろんな状況に対し、補助金で対応していくことになり、当然、実績を見て払う形にしておりますが、今回のようにある意味特殊で、1企業のために大規模なものを用意する場合には、今後どうなるかは予想できないこともありますけど、仮にそうした状況が生じた場合は、今回のことをきちんと踏まえて対応する必要があると思っています。

コミットメントといったこともありますけど、やはり協定的なエビデンス文書等をきちんと残していくことも重要であると思います。庁内でも、単に企業誘致の視点だけではなく、こういう面は大丈夫なのか、今後の計画がどうなるのかも総合的に検討する必要もあると思います。現在、御指摘いただいている中ですが、今回の教訓として、我々もきちんと事実関係を踏まえ、相手方の意向も確認しながらになりますけれども、一定表明する段階で、議会や県民の皆様はその経過や今の状況をきちんと報告し、意見もお聞きしながら判断していくことを、今後、進めていきたいと思っています。

◎武石委員 今、部長がおっしゃった今後の企業誘致に向けての御所見については、知事も本会議でその考え方を述べられました。知事がおっしゃった三つのポイントは、1点目に企業との協議の進展に応じて、本県への立地に対するコミットメントを節目で確認をする。

2点目は、企業立地推進会議といった場を通じて、関係部局が共同して、企業誘致の視点だけでなく法的な評価、あるいは関係する業界の動向といった多角的な視点から検討を行っていく。

3点目は、県民の皆様への説明責任を果たすことが重要なので、機密事項にも留意しつつ、企業誘致の進捗状況に応じて速やかに県議会に報告する。この3点を挙げられました。

ぜひ、それを遵守していただきたいと思うんですが、2点目の企業立地推進会議などの場を通じて関係部局が共同して、企業誘致の視点だけでなく法律的な評価や関係する業界の動向など、多角的な視点で検討を行っていくという文言がありますけど、まだちょっと抽象的で、どんなことをするのかと思うんですが、具体的に御説明いただけませんか。

**◎広田企業立地推進監** ことしの夏に企業立地推進会議をつくりました。今まで企業立地は非常に企業の機密性が高いので、我々の部だけで対応していましたが、農林水産部局もしくは観光振興部といった、いろんな部署にも絡んでいただいて、景況感等を含めて総合的に判断するため立ち上げました。それに加えて今回のように法的な問題等も生じますので、今後は総務部にも加わっていただいて、リーガルチェックを加えていこうと考えています。また、場合によっては外部の専門家もお招きして、我々の相談に乗っていただく中で、この事業はこうやっていくと決めていこうと考えております。

**◎武石委員** 和解議案の根拠は、知事や総務部長、皆さんからお聞きして理解しましたが、逆に、約30億円について、ルネサス社と徹底的に戦う姿勢を県が示した場合、どんなことになっていくおそれがあるのか県の御所見を聞いた上で、和解議案を審議したいと思えます。

**◎松下企業立地課長** 香南工業用水道を整備してから、かなりの年月がたっております。14年経過している中で、そうした訴えをしていく話になると、双方が過去の資料を十分に調査する過程を踏まえて、話し合いをしていくことになろうかと思えます。

そうすると、裁判自体が非常に長期化し、私たちが今一番やらなければいけない、ルネサス社高知工場ないしは協力企業を含めた約360人の従業員の雇用継続が難しくなると思えます。双方がその気になって協力関係がないと、例えば、第1棟の譲渡先を探すことについても、県も協力しないと約360人の雇用継続は実現できないと考えます。

一番大事なことを双方で早期に話し合い、今回和解議案を提出させていただきました。議決をいただきましたら、すぐにルネサス社とともに、1棟目の譲渡先の確保に向けた動きもスタートしますし、第2棟用地についても、いろんなツールを使い、企業誘致に努めながら、二、三年先の従業員の雇用継続につなげていきたいと思えます。やはり長期化すると、そうした作業ができなくなることが一番大きな問題かと思えます。

**◎原田商工労働部長** 補足ですが、課長が今、説明しましたように、県としての今回の事案の受けとめとして、一義的には、従業員の雇用と家族の生活をきちんと守っていくにはどうするといったことが、この和解の基本になっています。

今、委員から損害賠償請求した場合についての御質問がありました。それをしない大きな理由としては、長期化することによって、従業員の雇用と家族の生活が守れなくなるこ



ともあります。

現実問題として、弁護士と相談した結果、今回のケースでいきますと、ルネサス社には、当然、責任があるとの話もいただいておりますが、これは信義則上のことであり、契約問題と比べると、やはり、今までの判例から見ても1割から5割との判断もあり、今回の合意内容以上のものを裁判で得ることは難しいのではないかとの見解でもあり、それも含めて判断しなくてはいけないと思っています。

あわせて、今回の和解自体は、単なる経済的なものだけでもないと整理しております。課長が言いましたように、譲渡先の確保と第2棟用地を無償譲渡で受けて、そこをきちんと新しい雇用の場として活用していくことも含めて、協力していくことが、今回の基本の部分です。

経済的な側面だけではなく、今回のことにより雇用をきちんと守っていくとともに、これをきっかけにして地域経済をさらに伸ばしていくことを目指し、県は全力を挙げて取り組んでいこうとしております。そういうことも含めて、法的に争うより効果が高く、県民の立場に立った解決方法ではないかと思っていますところでは。

◎武石委員 金銭的に争うよりも協力し合って、承継企業を早く見つけて雇用を守っていくことはよくわかりました。

じゃあ、そのルネサス社側が、どれだけ本気でそれに取り組むのかが、一つ重要になってくると思うんです。今、部長がおっしゃったように、ルネサス社も責任を負うわけですから、ルネサス社はどういう体制でそういうことに取り組むのか。

あるいは、二、三年後に集約するとのことですけど、我々が常識的に考えると、集約してしまった後は、何かもう縁遠くなって、ほったらかしにされるんじゃないかと不安もあるんですよ。お聞きしたいのは、ルネサス社が本当にこの和解議案どおりに目の色を変えて取り組むのかということ。

それから、早く承継企業を見つけてもらわないといかんけど、もし、それがかなわなかった場合に、高知から撤退した後に、それもちょうと責任を持ってやるのかについて、これは絶対に説明しておいていただかないといけない。

◎広田企業立地推進監 集約について発表した直後にルネサス社の社長が高知へ来て知事と面談しました。実は、今までにこういった工場の閉鎖が全国で9カ所ぐらいありましたけど、初めてのケースです。工業用水の問題もあったので、一つのけじめも必要だとして知事を訪問したのだと思います。それは非常に伝わっていると思います。実は、12月15日に社長みずからが社員を呼んで、高知県に対してこういう約束したんだから、第1棟の承継企業を必ず見つけなければいけない。議会の議決を得られれば、それはお互いの責任でもあるとして、執行役員をトップに高知工場長も入った5人の高知工場誘致対策チームをつくっていて、年内に我々と協議をスタートすることが決まっております。

◎松下企業立地課長 補足になりますが、今回の和解議案の中の9番目の項目として、第1棟の集約までの間に定期的に協議を行うこととしており、当然、第1棟の譲渡先を集約までに探すことをルネサス社と共同で精いっぱい取り組んでいきます。

ただ、最初にお話させてもらったように、かなりハードルは高いかと思います。

集約後の部分についても、万一そういうことがあった場合のために、(9)に集約後も必要であると認めたときは、継続して協議を行うとの内容を盛り込んでいます。集約までに何とか譲渡先を確保したいところですが、和解案の中には、そうした万一の場合のことも入れ、一緒にやっていくことの了解を得ています。

◎武石委員 和解議案を我々が認めるとしたら、やっぱりそこがちゃんとできるかどうかが一番大事です。それが実行されないと大変なことになります。これは委員会としても、そこをしっかりとやれという意味も折り込んだ結論にすべきだと思いますので、それはまた協議しましょう。

◎米田委員 この工業用水道問題は、昭和60年ごろから長年、地元住民や行政がかかわって、大変な負担と犠牲のもとに整備してきたわけですね。それで、リスクもいろいろあったとのことですが、結果論としては、完成した途端に使わないとなったわけですね。しかも、県民のとうとい税金を投入したことからも、今回のこの経過については、和解議案そのものとともに、県庁のこれからのあり方からして、全庁的にしっかりと検証しないといかんと思います。今回は、そういう重みのある対応だと思っていますので、そこはきちんと捉えてほしいと思います。

それで、いろいろ答弁があったことについて、具体的に聞きたいんですが、三菱電機から、平成11年度までに第2棟を建てるので、水を確保してほしいと言われたのは、いつですか。

◎広田企業立地推進監 平成9年だったと思います。

◎米田委員 前回の委員会の資料を見たら、平成8年7月に初めて、平成13年1月のフル操業時に合わせて、工業用水供給の具体的な要請が県にあったと書いています。その後の平成9年に平成11年までに第2棟を建てると言われたというのは、どっちが本当なんでしょうか。また、ちゃんとその経過も含めて12月3日の委員会で報告してくれないと間違っ理解するじゃないですか。

◎広田企業立地推進監 平成9年2月28日に専務が知事に面会し、正式に要請した形です。それまでに工場を通じて、会社とは話ができております。

◎米田委員 そしたら、12月3日の委員会資料の平成8年7月は、どのレベルの話だったんですか。

◎広田企業立地推進監 当時の木下工場長を通じて本社の半導体の本部長とやりとりをしていたと思います。

◎**米田委員** 確かに三菱電機が立地した当初から、香宗川と地下水のどちらにするといった水の問題は、紆余曲折しながら、大変な苦労の中で、半導体の事業では河川水では枯れるときもあるのでいかにといった議論までやってきました。ここには出ていないですけど、昭和 63 年 9 月 8 日に第 1 棟の水は香我美町でお願いします。第 2 棟の水については、三、四千トンを超えて県が責任持って確保するとの確認書を町と結んだわけですよ。だから平成 8 年や平成 9 年よりも 10 年ほど前になるんですよ。町村とは第 2 棟のために、こういう確認書を結んで住民に負担をかけているのであれば、やっぱり、相手側の企業に対しても契約や協定を結ぶべきではなかったかと思います。

それと、今は結果論で話していますが、当時の行政側にそういう視点があったのか。当時、そういった契約や協定について、内部の一部からでも意見が挙がって議論していますか。その事実を教えてください。

◎**広田企業立地推進監** 私も知らないことがたくさんありますので、当時の担当者等を直接ヒアリングさせていただきました。

一番プレッシャーだったのは、他県と競合関係にあったことだと思います。それで、水を早く確保しなければいけない状況でした。要は、当時の職員にとっては、これが御破算になることは、あり得ない世界まで追い込まれていたようです。

その中で、水の確保が簡単にはいかなかったことから、一時期は 20 人ぐらいが徹夜で水の番をして試験取水までしておりましたので、そこが一番大きかったと思います。

◎**米田委員** だから、地元住民や県の担当部局も含めて、大変だったと思うんですよ。昭和 63 年ごろから地元と確認書まで結んで、十何年後までに水を確保しないといけなかったもので、そういう苦労はわかるんです。今、その上で言っているのは、当時は、相手と契約や協定を結ぶ考えどころか、とにかく水を確保することに精いっぱい、撤退されないようにしないといけないとの認識だったのかと思います。

◎**原田商工労働部長** 先ほど推進監がお答えしたと若干重なるところもあると思いますが、他県、特に九州との競争でしたので、当時の職員も、そこはかなり意識されたようです。すぐにでも工業用水道をつくらないと工場を誘致できないとの思いが、まずあったとお聞きしています。それから、当時は半導体の大規模工場の誘致については、全国で競争しておりましたので、1 棟目による高知県の雇用の確保や製造業の振興の状況を考えると、今、第 2 棟を誘致しないでどうするんだといった意識が、県庁全体にあったと思います。

それから、1 棟目は既に動いていて実績もある中で、これだけの規模のものがもう一つできると考えたことですので、私は理解できることだと思います。

それから、今回の 1 番のきっかけは、平成 13 年度から日の丸半導体企業の地位が下がってくるといったグローバルな環境の中での動きで、その当時、そこまで思いが至らなかつ

たことを責めることはできないと思いますし、そういう意味で、双務契約による双方のリスクもあるとは思いますが、当時、従事していた方々の中で、そういう負担を求めるべきだといった議論がなかったことは、相当な理由があり、やむを得なかったことで、瑕疵があることには到底できないのではないかと思います。

◎**米田委員** そこはちょっと考え方が違うんで、瑕疵があったかどうかの点はいろいろあると思うけど、このことを教訓にしないと、結果として、約30億円の施設が塩漬けになってしまっているわけですから。今言われたように、これから先にも起こる可能性があるわけですから、これからの企業誘致に当たっては、知事が議会の本会議で答弁したことをしっかり貫くことが、これを教訓にする話だと思うんですよ。

◎**原田商工労働部長** それは今回、きちんと教訓にして、特に大きな公共投資を伴うような誘致案件については、先ほど申し上げたような点で、きちんとリスクヘッジしながら、個別に判断し、なお、議会も含めて、委員会の皆様の御意見等をチェックしながらやっていかななくてはいけないと思いますし、それは総括として、心に刻みたいと思っています。

◎**米田委員** それと今、従業員の寮を平成14年に売却した話をされましたけど、確かに働く人のニーズがいろいろあるかもしれませんが、次の年の4月1日に、ルネサステクノロジに分社化して、日立と三菱が資金参加したところへ、工場と第2用地を所有権移転しているわけですよ。だから、ニーズに合わなかったから売却したと言われたとおり単純に捉えたらいかんと思います。

次の年のことだからわかりませんが、こういった流れは、寮の用地を売却する流れの一環じゃなかったかと捉えるべきではなかったかと思うんですが、どのようにお考えですか。

◎**広田企業立地振興監** 全て、もともと三菱が持っていた財産です。その三菱の財産は、会社法の規定にもよりますが、会社が統合するたびに資産は動いていきます。現在、運営している高知工場は、この子会社ですけど、本体と第2棟用地の所有権はルネサス社が持っていると思います。

寮については、最初に三菱が持っていて、それから、ライフサービスやダイヤサービスといった三菱関連のサービス会社がずっと持っていました。最後に、平成14年と平成16年に分けて処分しております。

◎**松下企業立地課長** 私どもは、寮に対する需要の減少と地元の事業者からの要望の中で、両方の意向に沿った形で売却に至ったと聞いております。

平成15年の因果関係については、わかりかねるんですが、そうした話は全く聞いておりません。

◎**米田委員** 和解議案を考えるに当たって、ことしの3月以降の協議がどうだったのか、行政側が頑張って集約あるいは撤退の見直しを再三申し出た対応については、それなりに

評価できると思います。それで、高橋議員が本会議で質問したときに、知事が協議は難航したと答えたと思うんですが、どういったことで第2棟用地が無償譲渡になったのかよくわかりませんが、一応協議が整ったわけですから、協議の内容で明らかにできることがあれば教えてください。

◎**松下企業立地課長** 先ほどの委員からのお話にもありましたが、会社が何回もかわっております。そうした関係もあり、今のルネサスエレクトロニクスは、当時の香南工業用水道整備に至った経緯について十分にわかっていないところがありました。

そうした中で、県庁も過去の資料を十分引き出して御説明していきながら、だんだん理解していただいて、やっと同じテーブルについて協議ができたと思っています。

◎**米田委員** 言い方は悪いけど、コミットメントがちゃんとできていなかったから、企業が承継したときに、どこに因果関係があるかを含めてなかなか大変になるんですよ。だからそこはちゃんと総括しないといかんと思います。

それで、武石委員も言われたように、これからの承継企業や無償譲渡される第2棟用地を活用して雇用の継続に取り組むに当たってですが、もう一つ、この和解議案には出ていませんけど、産業革新機構あるいは政府のかかわり方に対して、県行政が、これからのことも含めて、もっと向き合えんといかんと思います。

中根議員の質問に対して、知事は、産業革新機構は官民の出資による投資会社であり、従業員の雇用の当事者ではないので働きかけしませんでしたと答弁していますが、そんなことはわかっています。

ただ、産業革新機構は単なる投資会社ではなくて、特定事業活動支援等のさまざまなことをやっています。そして投資した後に経営に対する意見や幹部を派遣しているんですよ。そのことを考えて、今の置かれた苦境を打開するために、産業革新機構も働きかける対象ではないですか。それはどう認識しますか。

◎**広田企業立地推進監** ルネサス社は、実はアメリカのファンドに買われそうになっていましたが、それを必死でとめたのが日本のファンドである産業革新機構です。産業革新機構はファンドですから、あくまで資金を投資して株価を上げて資金回収することが基本的な業務です。産業革新機構にとっては、どうしても従業員の雇用といったことよりも経営を黒字化して、株価を上昇させて資金回収することが最大の関心事だと思います。そういうところに対して、高知工場の従業員を守ってくれと言っても、十分映らないのがファンドの宿命だと思います。残念ながらそういうところに行って時間をかけるよりは、実際に生身の人間を雇っていただいているルネサス社に必死で訴えてきたところです。

◎**米田委員** 今、推進監が言われるように、経営を黒字化する基本的な考え方によって、今回の集約化も出てきたわけでしょう。それで雇用が脅かされているわけですよ。

私も色々資料を見ましたけど、例えば、ことしの産業革新機構の事業報告には、去年1

年間を振り返って、会社全体での収益が確保されるよう、投資後の適切な経営支援やモニタリング等を実施していると書いているわけですよ。

だから、産業革新機構が全く雇用に与える影響に関係なく投資したんじゃなく、投資を回収するために高知工場を集約しましょうと働きかけたことは間違いありませんよ。

もう一つ、産業革新機構からルネサス社へ役員を派遣されていますよね。どんな役職で、どういう役割を果たしていますかね。

◎**広田企業立地推進監** 派遣されている方や会長は、産業革新機構が入っています。また、いわゆるCFOというか、経営のトップは産業革新機構の方で、その最大の目的は合理化だと思います。

◎**米田委員** そしたら、最大の合理化の一つが、今回の高知工場の集約じゃないんですか。

◎**広田企業立地推進監** 会社としては、もともと日立、三菱、NECがあります。現社長も日立の方ですし、まだ、三菱の役員もおられます。

そういった方々としては、会社はずっと血がつながっていて、ほかの工場も含めて、何としても高知工場をちゃんと立ち直らせたし、継続したいと考えていたと思います。でも、一方で、会社の経営自体が行き詰まっていた状態です。

◎**松下企業立地課長** ルネサス社高知工場としても、本社の意向のもとに別の事業も入れながら、何とか工場を存続させていこうと経営努力を目いっぱいやってきました。

それとあわせて、これまで多数の工場の閉鎖やリストラを進めることで、今年度初めて黒字を出すことができたのではないかと考えています。

そうした中で、高知工場については、何とか存続させようとしてきた努力がうまくいかなかったことによって、工場単体での採算性がとれなくなったことが、今回集約されることになった1番大きな原因であると聞いております。産業革新機構自体もこれまで数々のリストラ策をやってきて、初めて黒字が出てきた中ですが、産業革新機構が入ったことよりも、何とか持ち直そうとしたけれども、それが厳しかったことによる結果だと聞いております。

◎**米田委員** 産業革新機構には政府資金を2,800億円つぎ込んでいます。産業革新機構の大株主は、95%の株を持っている財務大臣ですよ。そこがルネサス社へ1,500億円出資したわけですから、そういう点では、単体云々というよりも、ルネサス社をどう再建するかという産業革新機構、政府の思い、方針があって工場が集約されたのではないかと考えます。その流れは確かではないかと聞いているんですよ。

◎**広田企業立地推進監** 私どもも経営の役員会に入ったわけではありませんので、そういった話は詳しくはわかりません。

ただ、産業革新機構が入ってから、そういった各事務所等の合理化があったのは事実ですし、先ほど言いましたように、経営が成り立たないぐらいキャッシュもない中で、何と

か日本の産業の米といわれた半導体を守るためのやむを得ない決断を次々打ってきたんだろうと思います。

◎原田商工労働部長 補足として、やはり最終的に従業員の雇用を確保する努力義務を負っているのはルネサスエレクトロニクス社です。そこは、我々が交渉すべき相手は当事者であることを基本だと考えて動いております。

◎弘田委員長 暫時の間、休憩とします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 12時02分から12時59分)

◎弘田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。質疑を再開します。

◎米田委員 産業革新機構は、政府が出資比率95.33%で、人事等を含めて監督権限は経済産業大臣が持っていますよね。官民出資ファンドといいますけど、そういうことからすると極めて公的な機関で、事実上公的ファンドと私は捉えているんですけど、その認識はどうなんですか。

◎原田商工労働部長 政府出資の投資会社の形ではありますが、政府が強く関与している法人だとは認識しております。

◎米田委員 私は、知事答弁のことで聞いているわけですが、投資会社と言われましたが、午前中の質疑でも言ったように、その投資を回収するに当たって、さまざまな事業計画やモニタリング等を含めて、人員の派遣や助言もしています。確かに投資会社ではあるけれども、そのためにさまざまな経営に対して関与している組織ですよ。そういう認識でいいですか。

◎原田商工労働部長 今、委員がおっしゃったようなことが、根拠の法にも書かれていることは了知しております。

◎米田委員 それで、官の立ち上げた産業革新機構が最高幹部を3人も派遣し、しかも7割出資することは、事実上、ルネサス社は国策会社に見られるんじゃないですか。私はそのように見ますが、どのようにお考えですか。

◎原田商工労働部長 私どもの認識は、1民間企業としてのルネサス社として対応してきました。

◎米田委員 あくまでも民間企業なんですけど、国が直接関与した産業革新機構がそこまですら出資するとともに最高幹部を派遣しているわけですから、事実上、機構の管理下に置かれているということじゃないですか。

◎原田商工労働部長 実際に我々は、管理下に置かれているかどうかの事実関係を了知しておりませんが、派遣された取締役の方がいらっしゃることは知っております。ただ、それは民間企業であるルネサス社としての取締役会のメンバーですし、午前中の最後に申し

上げましたけれども、従業員の雇用に関しては、企業であるルネサス社が責任を持たれているわけですので、当然、我々が交渉すべき相手はルネサス社であると思います。

◎**米田委員** 結局、産業革新機構からのお金の支援と人的な派遣支援によって、ルネサス社は、今、再建しているわけですね。だから、午前中に言われたように、最大のリストラそのものが産業革新機構のもと、ルネサス社も協議して企業集約をやっていると捉えらるし、捉えるべきじゃないですか。産業革新機構は全く関係なく、ルネサス社が単独で主体的に判断してやっているだけですか。

◎**原田商工労働部長** 内部でどういう意思決定があったかについては、委員がおっしゃる意味としてはわからないことはないと思いますが、我々はあくまでもルネサス社高知工場の従業員のことを前提に、どこと交渉すべきかと考えておりましたし、それに関して、今回、一定の結論を得て、今お願いしている議案があります。ルネサス社としては、意思決定の際にいろんなことをお聞きになったことはあるのかもしれませんが、我々はルネサス社と協議し、結果として今回の結果が得られたんだとっております。

◎**米田委員** しかし、いずれにしても二、三年後の集約、撤退の方針は撤回してないんですよ。私が言っているのは、そのことです。だから、その一番の方針を決定するに当たって、産業革新機構のお金や人の働きかけは非常に大きな役割を果たしていると思います。そのもとの、集約の予定がなかった高知工場が対象になったんじゃないですか。

◎**広田企業立地推進監** 3年前は予定になかったですよ。午前中にも申し上げましたけれども、そのときには、ルネサス社はブルーオーシャン計画と呼んでいましたが、他社との共同開発をやろうとしていました。それによって何とか事業を立ち上げようとしたんですけど、それが破綻して、それから工場を半分閉めていました。その後、民生用の仕事の量も減ってきましたので、ルネサス社高知工場としては、経営がどうしても行き詰まっているという話です。

◎**米田委員** ルネサス社が行き詰まっていたことはわかりましたけど、1,500億円もの出資をしている以上、このままではだめだとの判断のもとで、赤字の工場は撤退する流れになったんですよ。しかも今、推進監が言われましたけど、3年前の改善計画では高知工場は対象になっていませんでしたし、去年も改善計画を出していますが、それでも高知工場は対象になっていません。そういったことを考えたときに、従業員の雇用の維持・確保のためにも、国を含めて一番の発信地である機関に働きかけをしないと、この和解案がみんなの思いを含めて本当に実るのかと思います。

情勢が厳しいですし、本来、雇用の維持のことを考えたら、さまざまなツールから、ある意味、最も力があってお金を出したところとも協議して、和解の道が実現できるようにすべきではないですか。

◎**原田商工労働部長** 最初に今回のお話があったときに、やはり従業員の雇用の確保を考



えてやってきましたし、今回、お願いしている和解の議案についても、ルネサス社と話しながら、一つの結論として、従業員の雇用の継続に向けた努力をするといったことで、我々としては、一つの成果を得たと思っております。

まずは見直し、撤回の話を協議の冒頭にお話し、ずっと最後までお話し、最終的にどうしても不可能であれば、その最後の詰めとして、今回の和解に至った過程があります。撤回については、最初から本当に強硬に言っていたことは、ここで申し上げておかななくてはならないと思います。

撤回をお願いしながら、結果として、かなわなかったことは非常に残念ではありますが、民間企業のいわゆる活動の基準、規範倫理が当然あるわけですから、それを踏まえながら、従業員の雇用の確保を前提に置いた最大公約数も考えなくてはならないと思います。単に撤回だけを最後まで言い続けることもあります。より具体的に従業員の雇用を守ることができる手法はどうなんだといったことも考えながら、最終的に本当に悩みながらやってきたことがあるわけですので、そこについては、御理解いただきたいと思っております。

◎米田委員 話が行き違いになってきていますが、これまでの努力は一定評価します。ただ、今回の集約や撤退をせざるを得なくなった政策を立て、主導してきた、そのもとに対して働きかけをするべきだったし、ある意味、実態はそこが鍵を握っているわけですから、今の時点においても、雇用の深刻さを考えたときに、事業や雇用の継続において、やっぱりそういうところに働きかけるべきではないかと思っております。

撤回の話は、今までもしてきているわけですから、そこまでは言いませんが。

◎原田商工労働部長 繰り返しのところも一部あって恐縮ですけれども、やはり従業員の雇用の継続を確保することが今回の基本の位置付で、我々はいろんなことをやってきて、まずは撤回を言い続けてきたことがあります。その中で、民間企業としての最終的な判断があるわけで、それを念頭に置きながら、今回の和解の内容を最大限引き出すことをやってきました。

ただ、産業革新機構がルネサス社にかかわっていることは、我々も当然了知していますが、いろんな議論の中で、最終的にはルネサス社と協力しながらいろんなことをやらないと譲渡先も確保できないですし、一緒じゃないと一番いい効果は出ませんから、もめることはできるだけ避けることが念頭にありました。そうしながら、この結論をどうやって導き出すのかがあったわけです。我々の内部の意思決定として、次はこれを申し入れようといった話の中で、仮にルネサス社との話し合いが暗礁に乗り上げることや、雇用のことについてあまり踏み込まない傾向が出てきたら、今、委員がおっしゃったようなことも、当然、考えることはあり得たと思っております。

ただ、いろんな話し合いをする中で、今回、雇用も守りながら地域の経済振興にも一緒

に協力していただき、土地も譲渡していただけることとなり、やむを得ない状況の中で、我々としては一番いい方法になったので、そこまですることにはならなかったと思います。

◎**米田委員** ルネサス社との和解に基づいて、協力、信頼関係もきっちりした上で、なおかつ、産業革新機構なり国に対して、直接県が働きかけることは、信頼関係を損なうわけじゃなく、それはルネサス社を応援することにもなるわけですから、そういうところへの働きかけも含めて、ぜひ検討していただきたいと強く要望しておきます。

◎**黒岩副委員長** 社会状況の変化あるいは国際間競争の激化の中で、こういう事態になったと思います。そういうことで、ずっと話が出ているとおり、雇用の問題をどうするかが最大の課題だと思います。今回のことがあって、昭和59年あたりからの新聞記事をずっと見てみましたら、さまざまな期待があらわれる記事がたくさん載っていました。県を挙げて、相当な力を入れてきた経過はよくわかるわけです。

そういうことから、今回の和解議案の中にも、(11)に長期にわたる高知工場の操業による高知県経済への貢献を踏まえと書かれています。商工労働部として、ルネサス社が30年間にわたって、本県経済の底上げにどのように貢献してきたか、どう整理されていますか。

◎**松下企業立地課長** ピーク時には1,000人の雇用や1,000億円を超える製造品出荷額がありました。最近は少なくなっていますが、地元の雇用への貢献の部分があります。あと、これは聞き取り等によるものになりますが、税込で400億円の効果があったようです。当然、雇用による効果は、その地元にもたらす消費やいろんなものを考えると、とてつもない数字の貢献をいただいているのではないかと考えております。

◎**黒岩副委員長** 非常にあっさりとした答弁ですけど、本県全体の経済のこれぐらいのシェアを占めていたといった具体的なものはあるんですか。

◎**広田企業立地推進監** 当時、ルネサス社とカシオがありました。その当時は電子部品が高知県の最大の製造品出荷額でして、その両者を合わせて30%近くを占めていた時代もありました。そういった意味で、ルネサス社はこの30年間で製造品出荷額を1兆5,000億円ぐらい上げていただいたと思います。それとともに、香我美町に高知工場が立地したときは、野市町の人口は多くありませんでしたし、あんなにまちではなかったと思います。やっぱりルネサス社高知工場が大きく引っ張ってくれたと思います。それから、野市町だけではなく、高知市からもたくさん人が通っていましたので、県全体への波及効果は本当に大きなものがあったと思います。

◎**黒岩副委員長** それで今回この議案が最終的に議決された場合ですが、具体的に(1)に高知工場を承継する企業を確保するように努力するとあり、(2)に県としては、企業立地補助金等も踏まえた承継企業の確保に協力するとの文言があるんですが、ルネサス社として、承継企業を確保するこれからの動きの中で、ある程度こういうところに当たるとい

った具体的な方策はまだ出てないんですか。

◎**松下企業立地課長** ルネサス社内に執行役員をリーダーとする高知工場譲渡対策チームをつくられています。今議会で和解議案の議決をいただきましたら、商工労働部を中心として、先方と実務的な協議をやっていくこととなります。そうした中で、双方が企業機密に十分留意しながら、お互いが考えられる企業の掘り起こしをして、具体的に企業の訪問活動を一緒に始めていきたいと思えます。

それで、具体的な企業情報については、先方からはまだ教えていただいておりませんが、そうした情報は業界の中でお持ちだと思いますので、これから本格的に動く中で、私どもが持っている企業情報を出しながら、どの企業が可能性があるのか検討し、可能性がなければ、並行して次の企業に当たるといったことで、両方が協力しながら全力で進めていくことにしております。

◎**黒岩副委員長** 承継企業を探すことと同時に、今回提供される第2棟用地への企業誘致も並行してやるということですか。

◎**松下企業立地課長** ルネサス社と一緒に企業訪問するときには、第2棟用地もあわせて紹介させてもらうようにしております。第2棟用地を企業に営業できるよう、今、土地の条件等について、ルネサス社が持っている情報を整理していただいています。それを営業ツールにしていきたいと思えます。

◎**土居委員** 今議会の一般質問や委員会でたくさんの質疑や答弁があり、これまでの経過や県の判断、また、今回和解案の提出に至るいきさつ等について、自分も理解したいと思うんですが、要は、今後の県民の利益につながる閉め方が非常に大事だと思います。きょうもいろいろと説明があったわけですけれども、企業としっかりと連携を深めて、和解議案の内容がしっかりと履行していける体制づくりを必ずやっていただきたいと思えます。

また、今回、和解議案を審議する材料として、今後、県がどう対応していくかをお聞きしたいんですけど、従業員の雇用対策は、当然やっていかなければならないことですが、もう一つ、県として非常に大事なのが、これまでさんざん苦勞して整備してきた香南工業用水道です。日量6,000トンのポテンシャルがある工業用水道を生かし切っていく形での企業誘致をしていかないといかんと思えます。第2棟用地の無償譲渡を受けるとして、ただ、その敷地面積自体が3.7ヘクタールで、工場を建設するとなれば、当然もっと少なくなると思えます。ここだけで、日量6,000トンの水量を賄えるだけの企業立地が可能なかどうかと思えます。

どんどん節水技術等も発展していく中で、たとえここに企業が来たとしても、まだまだその工業用水を生かし切れないことが考えられると思えます。そういう状況は一刻も早く解消していかないといけない。維持費が年間5,000万円ぐらいかかっていると思うんですけど、これまではルネサス社が第2棟をつくる期待もあって維持できたし、県民にも説明

もできたと思うんですけど、これからはそういったことがなくなるので、一刻も早くこの用水を使える企業を立地していかなければいかん中で、もし、この第2棟用地だけでは工業用水のポテンシャルを生かし切れない場合の県の対応、方針をお聞かせいただきたいと思います。

◎松下企業立地課長 企業の工場は節水の技術が進み、うまく循環させることで、昔に比べると使用する水の量が少なくなっているのは事実です。3.7ヘクタールの中で可能な限りこの6,000トンの水を使っていただけの企業を誘致していくこととあわせて、現在、第1工場は香南市の工業用水でマックス4,000トンですが、今は生産量が下がっているので使用する水は減っています。第1工場に新たな企業が来たとき、今持っている6,000トンの活用等も含めて、公営企業局とも相談していかなければならないと思っております。

昔は水を大量に使っていたことからすると、6,000トンを全て活用できるかの部分は、委員のおっしゃるとおりで、第1工場を含めて考えていきたいと思っております。

◎土居委員 第1工場の場合は、既にこの香南工業用水じゃなくて、香南市の上水を使っているとお聞きしていますが、新しく事業継承してきた企業は、香南市の上水じゃなくて、県の工業用水を使うことになるのですか。

◎松下企業立地課長 企業によって、香南市の工業用水のマックス分プラスという考えです。

◎土居委員 それでも、もし日量数千トンの水が使われないことになった場合、県としては、この用水を使用できるエリアに新たな受け皿づくりといいますか、団地造成といったことも視野に入れた対応をとられる考えがあるのかどうか。

◎広田企業立地推進監 この水資源そのものが、貴重な未来永劫の財産であり、十分使えるようにすべきだと考えています。だから、今の第2工業団地にそういった企業を呼んでくる、もしくは呼んできて水が余っている状況であれば、その水を使える用地等を近隣に考えていくのは必然だと思います。

◎土居委員 井戸の管理についてお聞きしたいんですが、今、全部で7カ所の井戸があって、そのうち二つは日量1,000トンで北部工業団地用に使っているとお聞きしております。私の認識では、井戸は水をくみ上げていないと使えなくなるイメージがあるんですけど、ほかの井戸については、適正に管理されているのか、お聞きいたします。

◎広田企業立地推進監 毎年、メンテナンスを行っておりますので、全ての井戸が使える状況にあります。

◎土居委員 第1工場について、二、三年後をめどに承継するとのことですが、当然その施設は老朽化してくると思いますし、半導体、精密機械の製造施設等は技術革新が日々進んでいます。そうした中で、事業を承継する企業にとっても施設の設備等は重要な要素になると思うんですけど、二、三年後の施設はどこまでが使用できる状況にあると認識さ

れていますか。その工場そのものが、その時代に対応できるスペックを持ち続けられるのかについて、県の認識をお聞かせください。

◎**松下企業立地課長** ルネサス社からお聞きしていますのは、ルネサス社が撤退する時点で、つくっている製品は廃止になります。承継される企業も現在使用されている設備を使用することは可能かもしれないですけど、基本的には、承継先の企業が御自身の製品に合った設備を入れていくことになろうかと思えます。

◎**土居委員** 中身はかえるとして、その建物自体の質ですね。

◎**松下企業立地課長** 建物につきましては、昭和 61 年の操業開始時点から、自社の中で B C P の観点等を含めて改修等も行っていると聞いていますので、十分対応できるんじゃないかと思えます。

◎**土居委員** 随時更新しているとのことですし、建てられたのが昭和 61 年なので建築基準法としては大丈夫だと思うんですけど、南海トラフ地震の発生が想定される中で、耐震性はクリアされているんですか。

◎**広田企業立地推進監** ルネサス社は、ひたちなか市に拠点工場がありましたけど、東北の大地震によってすごく傷みました。そのときから、高知工場は耐震のための設備をどんどん入れまして、工場は南海トラフ地震が発生しても操業できる環境になっています。

◎**土居委員** 最後に、何とか事業を承継してくれる企業と第 2 棟用地への企業の誘致、そして、工業用水を生かし切る形で、県民の財産を無駄にしない取り組みをお願いしたいと思います。また、場所としても、高速道路もできましたし、将来的には空港や新港とも連結されるはずで、新たなアクセスの有利さもあると思えますので、そういったことも踏まえて、前向きに頑張っていただきたいと思えます。

◎**浜田（豪）委員** 先日、ルネサス社高知工場で働いている方にお会いして、お話をさせていただきました。今回のことは、ある程度予想されていた方が多いそうです。その中で、実際に働いている方が一番心配しているのは、和解案の（8）にある雇用の継続の問題です。その従業員の本当の気持ちとしては、新たな企業に引き継いでもらって雇用を継続してもらうことは、もちろんやってほしいといった中で、違う企業にかわったときに、例えば、正社員がパートになるといったように、現在の雇用形態が変わってしまうんじゃないかとの不安がすごくあるそうです。

もし、そうなるのであれば、二、三年までできるだけやった後、いっそのこと解雇してもらったほうが、その後の生活などにおいて、有利な状況、条件を得られるんじゃないかとすら思っているそうです。

ですから、和解議案の（8）に高知工場の従業員の雇用が高知工場の集約以後も維持されるよう努力し、とありますけど、和解が成立した後も、できるだけ現状の雇用形態を維持していただけるよう、県としても考えて行動していただきたいと思えます。

◎松下企業立地課長 協力企業を含めて約 360 人の雇用の継続については、一義的にはルネサス社が積極的に譲渡先を探し、そこに県も一緒になって取り組む中で、当然のことながら、ルネサス社から承継される企業に対し、従業員の安定した雇用について交渉してもらいますし、県もそのように動きたいと思います。

◎高橋委員 本会議でも御質問させていただいた経過もあるんですが、一つには、先ほど浜田（豪）委員からも少し地元の話題もお聞きしたんですが、2月議会の説明の折に、ひょっとしたらルネサス社が撤退するのではないか、あるいは縮小するのではないかとの印象を持っていました。それ以降、6月、9月議会がありました。そして今回のこのペーパーにも尾崎知事の動向が見えなかった気もしましたので、本会議で尾崎知事の動きはどうだったのかと問いかけもさせていただきました。非常に大きな問題ですので、当然所管の部は逐一報告されていると思うんですが、すごく動きが俊敏な知事ですので、知事自身がどういった動きをしていたのかが気になるところです。

それと、私自身の印象としては、12月に唐突に情報を得ただけで、それまでほとんど執行部からの情報がありませんでした。その件については、執行部から、企業間のことなのでとの説明もあったところですが、その知事の動きとして、直接出向いたのか、電話をしたのか、もう少しその辺の内容がわかれば、お聞きしておきたいと思います。

◎原田商工労働部長 知事も一般質問の中で経過はかなり詳細に答弁をさせていただいたところですが、ルネサス社にとっても情報自体が極秘中の極秘と申しますか、企業活動の大事なポイントでした。撤回を常に主張しながら、まずは、その経緯を知ってもらおうというところから始め、法律的な協議も含めていろんな協議をしてきました。県内部での協議の中では、当然、戦略や戦術、ルネサス社とどういった方向で交渉するかといったさまざまな内容を緻密に議論し、弁護士事務所にも相談した上で、ルネサス社と交渉し、今回の合意案に至りました。

その中のほとんどの場面で、当然、知事も含めて綿密な協議をしながら、知事の指示を受けて、事務的な動きや段階に応じた動きをしてきました。そういう面では、商工労働部から知事までのラインは、常に連絡をとりながら対応してきました。

◎高橋委員 事の大きさからすれば、議論を重ねてきたことは想像できるんですけど、知事の出番はなかったんですか。一度、直接会って、知事の思いをぶつけてくださいといった機会はなかったのでしょうか。

◎原田商工労働部長 ルネサス社に県の意向を何回かお示したときには、知事の考えを文書として渡しております。

◎高橋委員 雇用の問題や企業の責任にしても、今後、どう展開されるかがなかなかわからないので議論しづらいですが、ただ、本会議での私の質問に対して、執行部からは、例えば、地域間競争、コミットメント、それから双方が大きな義務を負うおそれがあったと

説明がありましたが、本当に大変だったんだなといった印象が、私には伝わってきませんでした。ただ淡々と自信を持って、この三つの条件を述べて、行政上の管理瑕疵には当たらないとの答弁でした。当たらないとは、行政上の管理瑕疵がないことと同じなんですか。何かこの辺がわかりにくいので、もう少し説明をしていただきたいと思います。

◎原田商工労働部長 知事の答弁の中にもありましたが、動きとしては、3月末にこの報を非公式中の非公式として受けた後、3月末にも1回アクションを起こしましたが、知事からの指示を受けながら、4月に入ってすぐに向こうとの協議を開始し、ほとんど毎日といってもいいぐらい協議してきました。ルネサス社には法律の専門セクションがありますので、我々も内部や弁護士事務所と協議しながら対応してきました。どうしても外向きの動きができないものですから、そこはおっしゃるような印象を受けるのはやむを得ないかもしれませんが、水面下での動きは、弁護士との協議も含めて、毎日、戦いのように向こうと連絡をとってやりとりしていたことが事実です。それは全て知事に報告し、知事の判断も仰ぎながらやっておりました。

◎高橋委員 蒸し返しの話をしていきませんし、当時、決裁された方もここにおられるわけではありません。とはいえ、継続性がありますので、それぞれこの問題について、我々も真摯に協議をしなくてはいけないと思います。それで、地域間競争、コミットメント、また双方に大きな責任を負う契約となるとの三つの理由で、行政手続上の瑕疵には当たらないと執行部は結論づけたのですが、こういった問題が将来にも考えられるからこそ、契約を申し入れることによって、逆に誘致の話が破談になったかもしれませんが、公共として税金をつぎ込んでいく以上は、こういった問題が起こらないように契約をしっかりと結んでおくことが必要であったと思います。

それともう一つは、この工業用水の問題にしても、それぞれが共有しながらきた経過はあっても、1万1,000坪の土地を10年以上も有効利用せず、大きな荷物を抱えてきたことは間違いないわけで、3月にこういった動きが出た折に、もっと自分たちが踏み込んで、第2棟用地をルネサス社から逆に買い取ってでも、自分たちの力で有効利用していくという姿勢も、ある見方によればできたのではないかと思います。結果的に見れば、契約を結んでいなかったばかりに、ルネサス社の土俵で全体の物事を考えざるを得なかったことになるので、土地を無償で譲り受けることで、損害賠償請求した場合に得られるであろう金額と比べると、少し県が得するものが計算上は出ておるんですが、私はそんなふうには考えていません。県が大きな債務を抱えてしまったと思います。

それと同時に、もう一つ聞きたいのは、第2棟用地や工業用水も含めて、今後、お互いが総力を挙げて有効利用を図るために取り組んでいくとのことですが、これも相手があることなので、なかなかどうなるかわかりません。2年、3年、4年たっても、だれも来ないかもしれない。やはり、この水道や土地については、ある一定の年度を決めて、そして

その年度を超す場合は、例えば高知県の企業の中で高台移転を希望している企業に格安で企業団地に入らせていただくことなどもあわせて考えていく必要があるのではないかと思えます。先の話ですが、10年後もそのままになるかもわかりません。耐用年数が三十数年の工業用水道も14年たっているのです、耐用年数は、あと半分しかないんですよ。それだけのリスクを抱えていくわけですから、そんなに悠長な時間はありません。少し厳しいようですが、我々は県民の代表としてここへ来ていますので、我々が厳しい意見を言わなければ誰も言う人はおりません。そう思って御答弁いただけたらと思います。

◎原田商工労働部長 まず、情報として唐突だったとお話ですが、3月末時点での情報は、民間企業の経済活動の重要な判断事項で極秘でした。これは、今、委員がおっしゃったように、県民にとっても大事な情報であることも踏まえながら、どう処理すべきかについては当然考えたところです。

そのときには、まず、前提として大きな雇用の問題、香南工業用水道の問題があるわけですから、やはり通常の撤退案件ではないと考えました。これはきちんと道筋を立てなければいけないということで、ルネサス社に申し入れし、一定の時間をかけて協議のテーブルについていただけるタイミングを得て、交渉してきました。一定の理解が進んだときに、1棟目の譲渡先の確保のためにも早く公表すべきだと申し出ましたが、そのときには、やはり民間企業ですから、手続や顧客との調整が必要で、そのための準備も要るので待つてほしいといわれたこともあり、最終的に12月に公表する形になりました。一定、経緯について理解していただいた段階からは、我々としては、できるだけ早く公表すべきだと何回も申し入れしております。

最終的に、この情報につきましては、インサイダーといったことや、向こうに損害が出た場合には、それこそ間違いなく損害賠償の対象になる情報でしたので、ここはきちんとした情報管理することも踏まえて対応しましたので、御理解いただきたいと思えます。

それと、今回の和解については、それなりの禍根を残すところがあるのではないかとのお話だったと思えます。先ほど、武石委員のお話でも申し上げましたけれども、今回、無償でいただいた土地の価格と法的に整理して向こうに請求できる額を比較して考えても、経済的に合理性のある解決であると考えて、弁護士とも調整しました。

一方で、それだけではなく、地域の経済振興や雇用の確保などをトータルに考えて、この選択が県民にとっても一番いいと判断しております。委員のおっしゃることについても言葉としては理解できないこともないんですが、やはり今回の判断がベストではないかと思っております。

それと、この議案を議決いただければ、これから1棟目の譲渡先の確保と同時に第2棟用地については、早速工業団地として整理した上で公募し、企業にできるだけ早く入っていただくようにしたいと思います。先ほど課長からも言いましたけど、具体的には候補の



企業なども含めて、いろいろ整理しているところです。

ただ、企業誘致自体はタイミングも含めてリスクがつきものです。例えば、必ず1年後までに誘致するとは、なかなか言い切れません。そういった性質を持っているのは事実です。それは否定できませんが、我々としては周到な準備をして、そのために無償で第2棟用地を譲り受けることの決意も含め、これから取り組んでいくことを決めておりますので、とにかく早期の誘致に向かって頑張ることでお応えするしかないと思います。

◎高橋委員 その企業誘致は、県外の企業だけではなく県内の企業も視野に入れているのですか。

◎松下企業立地課長 当然のことながら、県内企業の増設等も視野に入れております。その中で、できるだけ多くの新規雇用があり、水を使っていただける企業の誘致を目指していきたいと思っています。

◎橋本委員 私自身は、一般質問ときょうの委員会審議の中で、ある程度の検証はできたと思っています。先ほど部長から、トータル判断としてこの和解議案はベストなものだと御説明があったことも何となく理解できます。ただ、やっぱりどうしても事業承継していただきたい。これがなければ、雇用と施設の有効活用がなくなると危惧しています。

まず、この和解議案は、これに集中的に取り組んでいただくためのカードだと思っていますので、このカードを切ることによって、それだけの責任を負うこともお忘れないうちにお願ひしたいと思っています。

それともう1点です。基本的には、いろんな過去のいきさつも説明していただきましたし、それから法制上のいろんな仕組みのことも議論となりました。やはりリーガルチェックがどうしても必要だと思います。だから、そのリーガルチェックを行政側がどういうところできちんとやるかが重要ですので、この事案を教訓として、しっかりとした仕組みをつくっていくことを我々にも示していただきたいと思っています。その点についてお答えいただきたいと思っています。

◎松下企業立地課長 企業の誘致の状況が進む各段階で、企業機密事項がありますので聞き方等も考えながら、リーガルチェックの意味も含めて、状況によっては外部の人の意見も聞きながら進めていきたいと思っています。

それで、進捗状況につきましては、当然のことながら、状況に応じて速やかに県議会にも報告して御意見をいただきながら、企業立地に取り組んでいきたいと思っています。

◎原田商工労働部長 承継企業の確保については、我々も一番大事なことだと思っています。それで、今回の和解議案には、ルネサス社の義務といいますか、継続的に県と協議するといったことまで入れさせていただいています。これを履行しなかったら、ある意味、逆に訴えることができることになるわけですから、きちんと一緒にやっていただくし、我々もやっていくことだと思っています。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

#### 〈雇用労働政策課〉

◎弘田委員長 次に、雇用労働政策課の説明を求めます。

◎戸田雇用労働政策課長 当課からは、高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例及び高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

お手元の資料③条例その他の 28 ページをごらんください。第 13 号です。

この条例は、どちらも県が職業訓練を行うために設置している高等技術学校について定めた条例です。勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行により、職業能力開発促進法において、第 15 条の 4 職務経歴等記録書の普及という項目が追加されました。これに伴い、改正前の第 15 条の 4 から第 15 条の 7 が、第 15 条の 5 から第 15 条の 8 へと繰り下げられましたことから、この条例で引用している条項にずれが生じたものです。今回はこれを整理するものです。

説明は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、商工労働部を終わります。

#### 《農業振興部》

◎弘田委員長 次に、農業振興部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎味元農業振興部長 それでは、説明に先立ちまして、少しお時間をちょうだいしたいと存じます。

けさ、川井副委員長が亡くなられたとの訃報に接しました。これまでいろんな形で御指導いただいております、大変残念な思いでいっぱいです。心から哀悼の意を表しますとともに、御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、農業振興部が提案した議案と報告事項につきまして、総括的に御説明させていただきます。

まず、当部にかかわります議案は、平成 27 年度高知県一般会計補正予算 1 件です。お手元の資料②の 33 ページをお開きいただきたいと思います。

ここに総括表をお示ししていますが、当部にかかわります補正予算は、農業基盤課 1 課の合計 9,543 万円の増額補正をお願いするものです。

その内容につきましては、耕地災害復旧に要する費用です。ことし6月の梅雨前線による豪雨や台風11号などにより、被災した農地や農業施設の復旧に要する費用などについて、増額をお願いするものです。

続きまして、報告事項は2件です。

一つ目は、TPPの農業分野に関してです。前回の委員会におきまして、10月5日に大筋合意したTPPの農業分野の主な大筋合意内容について御説明させていただきましたが、その後、国におきまして、農産物の品目ごとの定性的な影響が示されたところです。

また、11月25日には、経済再生や地方創生に直結させるために必要な政策とTPPの影響に関する国民の皆様への不安を払拭するための政策目標を明らかにした総合的なTPP関連政策大綱が示されましたので、それらの概要につきましては、後ほど農業政策課長から御説明させていただきたいと存じます。

二つ目が、次世代施設園芸団地の進捗状況についてです。四万十町に整備を進めております施設園芸団地の整備状況ですが、集出荷施設は外装・内装工事が既に始まっている段階にきております。栽培用のハウスにつきましては、建設作業が完了して、12月中旬からは周りの被覆の作業を開始して、来年8月から予定どおりにトマト栽培が開始できるように進めているところです。

また、基盤整備の関係では、地元住民からの要望や団地周辺の浸水対策のために排水路を設置するようにしているところです。また、団地で使用予定である井戸水から青枯病菌というトマトの病気の菌が検出されましたので、その対策などにつきましても新たに実施しているところです。このあたりの詳細につきましては、後ほど産地・流通支援課長から御説明させていただきます。

それから最後に、お手元の資料に各種審議会の審議経過等について添付しております。

この間、高知県農林業基本対策審議会と高知県卸売市場審議会は開催しておりません。今後の開催予定などを記載させていただいております。

総括説明は以上です。

◎弘田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈農業基盤課〉

◎弘田委員長 農業基盤課の説明を求めます。

◎松尾農業基盤課長 それでは、平成27年度補正予算案につきまして御説明いたします。

お手元の資料②議案説明書の35ページをお願いします。

農業基盤課の補正予算は、災害復旧に要する費用について9,543万円の増額をお願いするものです。

右端の説明欄をごらんください。まず、一番上の1団体営農地災害復旧事業費は、市町村が実施する農地の災害復旧に要する費用を助成するものです。このうち、今回補正をお

願います。27年災農地災害復旧費補助金は、本年度の災害で被災した農地の復旧に要する補助金です。本年度の農地の災害は昨年ほどではありませんでしたが、6月の梅雨前線豪雨や台風11号、また9月豪雨などにより、8,400万円余りの災害が発生しております。このため、本年度に実施する農地の災害復旧に要する費用として3,145万2,000円の増額をお願いするものです。

次の2団体営農業用施設災害復旧事業費は、市町村が実施する水路や農道などの農業施設の災害復旧に要する費用を助成するもので、今回、この下に記載しております二つの補助金を合わせまして、6,397万8,000円の増額をお願いしております。

まず、一つ目の26年災農業用施設災害復旧費補助金は、昨年度の災害で被災した農業施設の復旧に要する補助金です。昨年は8月の台風12号や11号により、例年より被災した件数も多く、年度内での災害復旧工事の着手を見送った市町村も多かったことから、本年度での実施箇所が当初の見込みより増となりました。また、災害復旧工事の実施におきまして、掘削した斜面の地質が悪く対策工事を追加したことなどにより、工事費が増額となっている地区もあり、4,686万2,000円の増額をお願いするものです。

次の27年災農業用施設災害復旧費補助金は、本年度の災害で被災した農業施設の復旧に要する補助金です。本年度の農業施設の災害は、先ほどの農地の災害と同じように昨年ほどではありませんでしたが、それでも3億1,200万円余りの災害が発生しております。このため、本年度に実施する農業施設の災害復旧に要する費用として、1,711万6,000円の増額をお願いするものです。

以上で、農業基盤課の説明を終わります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、農業振興部の議案を終わります。

◎弘田委員長 続いて、農業振興部から2件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにします。

#### 〈農業政策課〉

◎弘田委員長 まず、TPP農業分野について、農業政策課の説明を求めます。

◎杉村農業政策課長 赤のインデックスの農業政策課の報告をお願いいたします。

TPP協定交渉につきましては、10月5日のアメリカアトランタでの閣僚合意におきまして大筋合意に至っておりますけど、合意内容につきましては、大筋合意後に次々と明らかになってきています。それで、多くの農林水産関係者や行政関係者も一緒なんですけども、一番知りたいのはTPPの具体的な影響です。現時点で国が公表しているのは定性的な影響で、参考資料として添付させていただいております。影響分析につきましては、農

林水産物で 40 品目あり、うち農産物としては 26 品目あります。

なお、定量的な影響、つまり影響額についての公表は、今月下旬との報道があります。

公表の日程については、国からまだ示されておりませんが、12 月 11 日の甘利大臣の定例記者会見などでは、クリスマスといった発言があったとの報道もされているところですが。

また、1 月 6 日には高松市で四国ブロックの説明会が予定されておりますし、1 月中旬から下旬にかけて、全都道府県での説明会が行われる予定とお聞きしております。県の定量的な影響である影響額につきましては、国の詳細な説明を確認させていただいた上で、改めて御説明させていただきたいと考えています。

今委員会につきましては、現在、国が示している情報のうち、主に高知県に影響がある品目についての交渉結果や、あと国が示している農産物の定量的な影響と 11 月 25 日に公表された総合的な T P P 関連政策大綱などについて御説明させていただきます。

資料に移らせていただきます。まず、左側に主に高知県に影響があると思われる項目について、交渉内容を掲載しております。

まず上から順番に、米につきましては、基本的な国家貿易の制度は維持したまま、ミニマムアクセス米は 77 万トンですが、それ以外の枠としてアメリカに 5 万トン、オーストラリアに 12%相当の 6,000 トンで、13 年後以降にはアメリカに 7 万トン、オーストラリアに 8,400 トンの輸入枠を設けます。

牛肉につきましては、現在の関税が 38.5%ですが、それを 16 年かけて 9%まで削減していく。それと別にセーフガードはつけて維持していく。それと豚肉につきましては、高い豚肉と安い豚肉によって設けている差額関税制度は維持したまま、従価税、従量税ともに 10 年かけて撤廃または削減していく。特に従量税につきましては、1 キログラム当たり 482 円のを 50 円まで下げていく内容になっています。鶏肉につきましては、少し複雑で、ここに書いていますが、6 年から 11 年かけて段階的に関税を撤廃していく内容になっています。

乳製品につきましては、アメリカ・カナダ・ニュージーランドの 3 カ国で輸入枠を設定し、生乳換算で 6 万トン、6 年目以降は 7 万トンになっています。

あと、野菜の生鮮につきましては、基本的に 3%の関税が即時撤廃になっています。ただし、ショウガの生鮮につきましては 2.5%になっています。あと、トマトの加工品につきましては、6 年から 11 年かけて段階的に関税を撤廃する内容になっています。あとオレンジの青果につきましては、季節ごとに関税率が違っておまして、6 年目と 8 年目に関税を撤廃していく内容になっています。それからセーフガードもついています。

それと、本県では中心になっているユズですが、これは 11 年かけて 17%の関税を撤廃していく内容になっています。次に、梨は新高梨のイメージですが、これについては

4.8%が即時撤廃になっています。

それと右側の関税撤廃率ですけれども、今回の交渉におきまして全品目でいいますと、品目数は9,018ありますけど、その95.1%と報道されています。農林水産物につきましては81.0%で、参考に日本以外の参加国のパーセンテージを下に書いています。結果的に、国も言っているように、一応参加国の中では日本の関税撤廃率は一番低い状況にはなっています。

次のページをごらんください。次に、国が示している品目ごとの農産物の影響ですけど、26品目あります。これを総括的にまとめさせていただきました。大きくは四つのジャンルに分かれると思います。

特段に影響は見込みがたい、それと影響は限定的と見込まれる、国家貿易以外の輸入の増大は見込みがたい、あと、当面の急増は見込みがたいが将来的には関税引き下げの影響が懸念されるという四つに大きく分類されます。

一番上の特段の影響は見込みがたいに出ている品目の主な理由としては、国別枠による輸入は現行の関税割り当て制度があり、一応、関税割り当てのトン数が決まっています、現在、その輸入の一部が置きかわるもので、国産のものと入れかわるものではないとか、あと枠外関税率を維持していますので、引き続き関税割り当て制度により国内で不足する分だけの輸入になっていることです。

それと影響が限定的と見込まれる理由としては、輸入については、国産と時期的なすみ分けができていたり、T P Pの今回の参加国からの輸入量が少ないこと、あと国内産の品質がよいので差別化が図られていることが挙げられています。

米につきましては、先ほども少し触れましたけど、3段目の分類です。国家貿易の輸入が一応維持されておりますので、国家貿易以外の輸入の増大は見込みがたいとなっています。小麦や大麦につきましても、同じような理由でこの分類になっています。

一番大きい影響があると見込まれている4段階目の分類ですけど、段階的に関税率が引き下がっていくこともあり、長期的には関税の影響があると整理されています。

あと、それぞれに対して、この分析の中では、対応策としてさらなる強化が必要といったように、個別に整理した情報が出ているところです。

あと、その下の11月25日に発表されました総合的なT P P関連対策大綱ですけども、大きく三つの柱があります。

一つ目は、攻めの農林水産業への転換として、体質強化対策になっています。ここに、平成32年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円にしていくと大きく目標を掲げております。現在、6千億円を少し超えたぐらいで、今年度は7千億円に達するかとの報道もありますけども、これを目指していく中で、丸の一つ目として、次世代を担う経営感覚にすぐれた担い手の育成、二つ目に、国際競争力のある産地イノベーションの促進、三つ目に、畜産・

酪農収益力強化総合プロジェクトの推進、四つ目に高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓など、今までもやっているものをさらに強化していく内容になっています。

2番の柱ですけれども、経営安定・安定供給のための備えとして、特に重要5品目関連として整理しています。米につきましては、ミニマムアクセス米とは別枠で入ってきますけれども、それと同量の国産米を政府備蓄米として買い入れて、市場から隔離すると明確に書いています。麦につきましては、現在行われている経営所得安定対策を着実に実施していきます。

それと、一番影響が大きいといわれている牛肉・豚肉、乳製品につきましては、特に牛、豚ですけど、所得の補償や補填のマルキン事業を法制化していく。それと、その補填率につきましても、現在8割を9割に上げていく。それと豚のマルキンは牛と違っていまして、現在、国と生産者の積立金負担割合は1対1ですが、それを牛のマルキンに合わせて、国3生産者1にすると明確に書き切っています。それと乳製品につきましても、補給金の対象を追加する。あと甘味料につきましては、調整金の対象にしていくといった内容です。

3につきましては、今後の効果の検証、検討の継続として、当然不断の見直しもしていきます、検討の継続項目としては、例えば、生産コストにかかわってくる生産資材価格形成の仕組みの見直しといったものを挙げています。

そして、右側ですけど、農林水産業の成長戦略化を一層進めるため、戦略につきましては、平成28年の秋をめどに政策の具体的な内容を詰めると11月25日に発表されている状況です。

以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎米田委員 定量性については後日とのことですけど、東大の鈴木先生だったと思いますが、長野でそういう分析をして金額も出されていますし、農業協同組合新聞では、以前、試算して、農業生産物の影響額は3兆円としていましたが、少なくとも1兆円は影響を受けるとしています。県では、専門家も入れて、そういう試算や推計を出すことはできるんですかね。

◎杉村農業政策課長 今、委員のお話にありました鈴木先生ですけど、平成25年に発表されたときもかなり中に入り込んで計算していました。今回も参考に見させていただいたんですけど、かなり専門的に入り込んでいます。例えば一つの減少部分について、さらに派生的に影響する部分にも全部比率をかけて、かなり詳しく出されています。

そこまですることは、なかなか難しいと思っていたところ、他県でも2県くらいが影響額を出しているところがありました。そこを分析しますと、いろんなところからの要請もあったとお聞きしておりますけれども、本当に簡単に出しています。例えば、米であれば、

6月末の在庫量がふえたときに大体価格が下落するんですけど、その価格下落分に単純に率をかけて、それで1トン余ったらいくら下がりましたといったものに県内の率をかけてそのまま出しています。それと、牛肉・豚肉についても、単純に率をかけて下げて、それを一つの影響額として出していました。

そういう話もあり、うちの県でもどうかとの話は事務レベルではしましたが、国が年末に正式に出すので、やはりそれを確認した上で、しっかり出そうとなっています。

◎米田委員 ぜひ、全容を明らかにした上で、農業者や関係者の議論は必要なので、県としても、それを受けての作業をできるだけ早くやっていただきたいと思います。

それで、もう一つ聞きたいのは、日本農業新聞が10月に1,000人の農政モニターにアンケートをとった結果、重要5品目でも30%撤廃となり、しかも情報を十分に公開せずに進められたことなどさまざまなことについて、農業を専門にやっている方々からは国会決議に反しているとの声が69%あります。そして、確かに定量的な影響は試算が出てないですけど、この大筋合意を受けて、この農政モニターの方々の調査結果では、やっぱり影響を受けて悪化するとの意見が7割を超えているんですよ。

そういったことを見たときに、これまで知事は、あくまでも国会決議を守ってもらう。守られなければ撤退だと何回も繰り返し言ってきたんですけど、今明らかになった大筋合意のレベルで、素人が見ても、明確に国会決議を違反していると受け取らざるを得ないですが、農業振興部として、その評価としてはどうなんですか。

◎杉村農業政策課長 委員が言われるような報道は確かにあります。ただ、県としましては、このTPPについては、プラスとマイナスの両面があると思っています。特に農林水産物については、マイナスの面が大きいことは認識しています。ただ、最終的な判断は、今回の大綱や総合的にマイナス分をどう補っていくかも含めて判断していくべきものと考えていまして、先日の知事答弁でもそのようにお答えさせていただいたと認識しております。

◎米田委員 また定量的な影響の試算が出てからですけど、それはごまかしというか、詭弁ですよ。対策は後からするもので、大変だから対策打つわけですよ。国会決議はちゃんと文言で出ているでしょう。関税撤廃の対象にしないとしていたのに関税を30%撤廃しているわけですよ。だから、対策として大綱をつくったからといって、国会決議に触れるかどうかの判断ができませんか。これは、小学生、中学生でもわかることだと思いますが、この文言と結果を見たら、明らかに決議したと違ってしまうことになっていませんか。

やっぱり、そういう立場で見ないといけないと思います。高知県内の多くの市町村もTPPに反対だと地元新聞に出ていましたし、今言ったような農業に携わる方々が悲鳴を上げ、行方を心配されているわけです。対策は必要だとの思いも持っているかもしれませんが、私は、今回の大筋合意を見たときに、国会決議と照らし合わせてどうですかと言っ



ているわけで、対策も含めて判断しないとイケないような宿題じゃないですよ。国会決議と比べてどうかと聞いているし、知事も本来それに基づいて判断せんといかんじゃないですか。

◎**味元農業振興部長** 国会決議に反するかどうかにつきましては、あくまで、その決議をした国会で御議論いただくことが基本だと思います。私どもとしても、きちんと国会決議が守られているかどうかについては、国会で十分議論していただきたい。ただ、いい面も悪い面もいろんな影響があるでしょうから、そういったものがどうなのかを、例えば、私どもも独自に議論や検討していかなければならないので、そのための情報公開はきちんとしていただきたいと申し上げてきています。

ただ、まだその影響の部分につきましては、いろんな詳細がまだ明確になってない部分もありますので、そのあたりの情報をいただきながら、きちんと影響についても私どもで独自に判断する。その過程でいろんな問題が生じることが明らかになれば、それに対しては改めて国に対して申し上げていく形になっていくと思っております。

◎**米田委員** 今の部長の答弁は本当に許しがたいですよ。国会決議に違反しているかどうかは、国民ではなくて国会が決めるんですか。国民のために国会決議を上げたんじゃないんですか。だから、日本農業新聞も国会決議に違反していますかというアンケートをやっているわけですよ。そうじゃないですか。

◎**味元農業振興部長** アンケートはアンケートとして、一つの考え方を整理したものとしてあるとは思いますが、やはりあくまで、決議をした主体みずからの意図に反したのものになっているのかどうかは、その決議した主体が判断すべきものだと思いますので、そこはさまざまな事情を十分に考慮して、最終的に国会で御議論いただいて、それがイエスカノーかと御判断いただくことは、全然間違っていると思いませんし、それが原則だと思います。

ただ、それがどういう形になるかはともかくとして、やはり地域の農業を預かる者として、いろんな影響があることを独自にいろいろ議論して判断するとすれば、それは最終的に意思決定するところに対して一定の話や申し入れをさせていただきたいと考えていることを申し上げているつもりです。

◎**米田委員** 納得できません。部長の言い方は強弁ですよ。国会決議、国会は国民のためにあります。趣旨、思惑は別にして、決議された文章に基づいてどうだったかを判断するのが国民であり国会ですよ。国会決議は国民が決めてないから、その判断は国会議員がするんだと言うんですか。あなたはそんな民主主義しか持っていませんか。もう答えは要りません。今のあなたの答弁は本当にひどいですよ。

◎**武石委員** 質問ではありません。前委員会の要請に応じて、このように逐次報告していただいております。実際に県内でも、今いろんな農業の分野で今後の担い手

をどうするか、そして設備投資も含めて基盤整備をどうするかといった高度な判断をしなければいけない事例がたくさんあります。我々は現実を認識して、今後のことを考えていかなければならないと思いますので、また、お互いに情報収集しながら、高知県の農業のあるべき方向を見出すようにやっていきたいと思いますので、今後ともまたこういった報告をしていただいて、議論していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎弘田委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

#### 〈産地・流通支援課〉

◎弘田委員長 次に、次世代施設園芸団地の進捗状況について、産地・流通支援課の説明を求めます。

◎西本産地・流通支援課長 次世代施設園芸団地の進捗状況につきまして、御報告させていただきます。

それでは、お手元にお配りしている報告事項の産地・流通支援課のページをお願いします。

まず、資料の2ページをお開きください。整備状況の写真をごらんいただきたいと思います。11月30日に撮影した次世代施設園芸団地の整備状況です。それぞれの写真は矢印の方向から撮影したものです。

ハウスは3棟分4.3ヘクタールの建築工事が全て終わり、現在、被覆作業に向け、被覆資材の調整等を始めている状況です。集出荷施設とエネルギー供給施設は2棟とも建屋が建ち上がりまして、外装・内装工事が始まりました。左の中段にある写真につきましては、栽培する中で不要となったトマトの葉などを堆肥化する残渣の処理施設です。処理施設3棟は完成して、外構の整備も終わったところです。

それでは1ページにお戻りいただきまして、進捗状況について説明させていただきます。また、3ページに工程表もつけていますので、あわせてごらんいただければと思います。

1 基盤整備についてです。各工事の取り組み状況を表にまとめていますが、9月補正でお認めいただきました揚水機場、パイプライン工事、排水路安全対策、杉などの伐採処分につきましては工程表にありますとおり、現在取り組んでいるところで、排水路安全対策の転落防止柵につきましては、12月11日に完成したところです。

また、杉等の伐採処分につきましては、委員の皆様にご説明したとおり、入札に向けて最終調整を行っているところです。なお、伐採後の木材等の処分につきましては、有効活用に向けてしっかりと取り組んでいきます。

排水路の設置と青枯病対策につきましては、9月議会に間に合わず、この12月議会では対応が出来ることから、予算の間間流用で実施しています。排水路の設置につきまして

は、地元住民からの要望対応と次世代施設園芸団地への浸水対策のために、団地の横を流れる東又川につながる既存の排水路を補完する新たな排水路を整備することで、増水時の浸水を防ぐものです。

また、青枯病対策は、次世代施設園芸団地での使用を予定している井戸の水から青枯病菌が検出されたため、使用予定の井戸それぞれに次亜塩素酸ナトリウムを添加する装置を設置することと、事業主体の貯水タンクに水が入る手前で残留塩素を確認し制御する装置を整備するものです。

いずれも、次世代団地の成功には重要な事業となりますので、こちらもしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

次に、2集出荷施設やハウス等の施設整備についてです。5月9日の起工式以降、現在の状況は写真で御報告させていただいたとおりです。完成は、平成28年3月下旬を予定しています。トマト栽培につきましては、予定どおり来年8月に開始となります。

次に、3種苗供給施設の整備です。四万十あおぞらファーム株式会社が事業主体ですが、本年3月30日に設立された会社で、愛媛県の種苗会社である株式会社山口園芸及びベルグアース株式会社と、この団地で営農を行う三つの事業者で構成されております。整備場所は団地と同じ県有地です。施設の整備は9月の委員会で御報告したとおり、排水対策に関する地元の方々からの要望で一時工事が中断しておりましたが、新たな排水路を設置することで了承が得られまして、再開後の工事は急ピッチで進み、11月30日時点で50アールのハウスは建設が終わりまして、被覆作業に取りかかっているところです。事務所や外構等の工事につきましては11月18日に業者が決まったところですが、こちらでも排水に関する追加工事の地元要望がありましたので現在手続を行い、3月上旬に事業完了の予定です。

次に、4雇用の確保についてです。11月30日時点で、次世代施設園芸団地では75名を募集しておりますが、現在のところ10名、四万十あおぞらファームでは15名の募集のところ9名の雇用が決まっているところです。ハローワークでの求人開始につきましては、次世代園芸団地の三社は来年1月を予定しています。四万十あおぞらファームは本年10月から行っているところです。四万十町のケーブルテレビでのPRやハローワーク須崎の急募求人コーナーへの掲示、チラシ配布を実施してきました。問い合わせがふえてきている状況ですので、今後とも就農コンシェルジュや移住・交流コンシェルジュによる相談会での情報提供など、継続した取り組みへの支援を行っていきます。雇用の確保に当たりましては、地元四万十町内での雇用に最優先で取り組むこととしておりますが、状況によりましては、近隣市町村での募集も検討していきます。

最後に、5おが粉製造施設の整備についてです。四万十町森林組合が事業主体であるおが粉製造施設の整備は、建屋が1月下旬に完成の予定です。おが粉製造機及び乾燥設備等

の機械設備は、2月上旬には設置完了予定です。その後3月まで、おが粉製造及び乾燥の実証を行う計画です。おが粉の供給は四万十町森林組合と民間企業による体制ができたので、今後のおが粉の単価また供給方法について、主体団地の事業者と協議を進めていく予定です。

報告は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎武石委員 私も現地を見させていただいて、順調に仕上がっていると大変心強く思っておりますので、引き続き安全な施工に努めていただいて、いいものをつくっていただきたいと思います。雇用の予定・見込みについても御説明いただきましたが、今、地域でほかの農業に影響がないように願う声が割と出ていますので、漠然と不安なんですけど、そういうところも留意していただいて、安定的な雇用の確保に努めていくように、県もアドバイスしていただきたいと思います。いずれにしても、地元としては雇用もふえて、ありがたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それで、運営が始まった後の話ですけど、これは言うまでもなく環境制御型の新しい農業がいよいよ高知県でも始まるわけですし、農業担い手育成センターでも既に実証ハウスをつくって実験もやっています。私もいろいろ全国各地の先進的なこういったハウスを見てきて、そこで機械任せではだめで、やっぱり制御システムを使いこなすノウハウが年間の生産量に大きく影響するとの話を聞きました。だから、いかにその制御装置を使いこなすスキルを向上させるかですけど、そういう意味で、今10人前後が三原で研修されていると思います。まだ残念ながら、県にもそういったノウハウはないと思うんですけど、既存の先進地の経営者が重要だとする機器を使いこなすノウハウをスキルアップしていくために、県はどう指導できるのか、その辺の見通しについて、御所見をお聞きしたいと思います。

◎西本産地・流通支援課長 次世代施設園芸団地での栽培の技術支援や県の体制が今後課題になるだろうとのお話です。環境制御技術につきましては、オランダとの交流をもとに農業技術センターでも各種取り組んでおり、その成果も出ているところです。また、民間では、今お話があったみはら菜園での先進的な取り組みもあります。また、四万十町に設置している農業担い手育成センターでも取り組んでいますので、他県に比べれば、本県の持っている技術的な質は高いと自負しているところです。

団地で営農を始めていただく三つの事業者のうち二つの事業者は、そのみはら菜園絡みなので既に一定の技術はお持ちだと考えておりますが、なお、我々もスタッフの層を厚くしながら、今お話しした農業技術センターや農業担い手育成センター、また、民間の先行事例のところと交流しながら、バックアップしていく、あるいはまた我々も技術向上に努め、この取り組みを成功させていきたいと考えております。

◎武石委員 このハウスの設置作業でも、オランダ人の作業員がたくさん作業していて、驚きました。稼働後、制御システムを使いこなす指導にも、オランダ人が直接来る可能性はあるのでしょうか。

◎西本産地・流通支援課長 現在も技術交流の一環として、オランダから講師を招いて、県内のハウス農家を回って御指導いただいているところです。そういった流れの中で、今後は、この団地での指導や、生産者や関係機関に幅広く声をかけて、この団地あるいは農業担い手育成センターで、オランダの方を招いた勉強会をやっていく必要があると考えているところです。

◎土居委員 ぜひ頑張ってくださいと思います。病原菌の説明をあっさりとされましたが、我々からすると、この病原体の危機レベルがどれほどのものかちょっとわかりません。水質調査は現地でも当然やってこられて、井戸もつくっていると思うんですけど、これは一定のものではなく、その都度そういう病原菌が発生するものなのかどうか説明していただきたい。

◎西本産地・流通支援課長 青枯病菌そのものは特殊なものではなく、園芸地帯には割合ある菌です。それで、その菌が入ったからといって、すぐ全てが発症するレベルのものではありません。一定薄まっていけば、発症せずに済むレベルではありますが、今回は大きな取り組みをするわけですし、また、あの土地の特殊的な要因かもしれませんけど、井戸がちょっと浅いこともあって、菌がそれぞれの井戸から出ましたので、高知大学農学部の専門の先生にも現地を見ていただいた中で、御説明した次亜塩素酸ナトリウムを水に点滴混入すれば防げるとの御助言もいただいて、今回対策をとるようにしています。

それで、事業者が使うタンクに入る手前で残留塩素の確認等をしますし、それから三つの事業者のハウスに入るところに紫外線殺菌の装置も入れていますので、二重三重のチェックや防除の体制をとるようにしています。そういったことで、水からの青枯の発生は、今後はまずないと考えているところです。

◎土居委員 今、二重三重の菌の防除システムについて説明されましたけど、菌にもいろいろあると思いますが、これはおおよそ考えられる菌に全て対応できる防除体制と理解してよろしいでしょうか。

◎西本産地・流通支援課長 今回は青枯菌に的を絞った対策になっています。世の中にはそれぞれ違う菌もありますけど、トマトの栽培で考えれば、今お話した青枯菌に対する防除体制で十分じゃないかと思っています。先行したみはら菜園でも1年目に同じように井戸から青枯菌が入って、青枯でやられた事例がありました。今お話したような対策をみはら菜園でもとられて、その後、特に問題なく現在に至っていますので、ほかの菌とのお話もありましたけど、まず大丈夫じゃないかと思っています。

◎土居委員 これからの高知県農業の柱となる政策の事業ですので、質問もしているんで

すけど、万一、その三つの事業体の栽培の中で、菌による影響で枯れてしまったり、いろんな病気が発生等した場合の責任や損害の負担についての議論はしているんですか。

◎西本産地・流通支援課長 いろんなケースがあると思いますけど、考えられるケースは、まず青枯が一番大きな要素です。そこにどういった因果関係があって障害が発生したのかといったことは、現時点ではなかなか想定できないところがあります。苗からの持ち込みなどにより、青枯以外の要素が出てくる可能性もなくはないです。そういった場合には、それぞれの因果関係の中で責任の所在を明らかにすることが必要になってくると思います。

◎橋本委員 2点お聞きしたいんですが、1点目は先ほどのT P Pとの絡みです。T P Pの中身がある程度見えてきたんですが、トマトにかかわる影響も多少あるように聞きます。だからその影響を含めて、この経営そのものがどうなのかと、それから、木質バイオマスエネルギーを使うということで、使った後の焼却灰の処理について教えていただきたいと思います。

◎西本産地・流通支援課長 T P Pによる影響は、今後いろんな形で出てくるだろうと思います。今回、団地で営農を行う三つの事業者のうち、二つの事業所が特定のメーカーとのお付き合いの中で参入するようになっていますが、その中で、T P Pによるいろんな外国産の青果あるいは加工品の影響を当初から頭の中に置いて経営されていますので、直接的な影響はまずないと思います。あと1事業者は、販路がまだ十分固まってないところですが、こういった状況を受けて、影響の少ない販路開拓をしていくと思います。

それから、焼却灰につきましては、基本的に自己利用できない場合には産業廃棄物として処理することになると思いますので、正規の業者を使った処理が必要になると思います。

◎橋本委員 T P Pのことはよくわかりました。最後の焼却灰の処理についてです。平成25年に環境省から焼却灰についての通達が来ていると思います。それを受けて、一応、産業廃棄物として見なくてもいい形になっています。ただし、一つは、きちんと県に届け出しなくてはいけないことになっていると思います。多分、環境農業推進課で扱っていて、申請していただくようになっていると思います。売却や自己処理するにしても、その申請をきちんとしないと、先ほど課長が言われたように産業廃棄物として処理しなければならないことになっていると思います。

この施設の焼却灰については、きちんと手続きされると思っています。それで、県内ではペレットボイラーがかなり普及していますが、それは、ちゃんと手続きしているのか疑問に感じているんですけど、いかがでしょうか。

◎小松環境農業推進課長 木質バイオマスの専焼ボイラーから出る灰につきましては、有価物として、その原材料が国産であることが明らかな場合には、適正量をみずから使用できることになっております。それから、それを加工して販売する場合につきましては、届け出をした上で、販売して利用していただくこととなります。その場合については、先ほ

ど委員もおっしゃったとおり、環境農業推進課に届け出ていただくことになっております。

◎橋本委員 ちょっと私の勘違いでしょうか。インターネットでその申請の中身を見ると、自己処理する場合でも届け出しなければならないとなっていたと思いましたが、どうなっているんだろうとの思いがありました。ただ、この施設については、焼却灰が大量に発生するのではないかと思います。自己処理そのものがそこでできるのかと不安があったので、お聞きしました。そうすると、売却する可能性もあるし、それから、例えば有価物として、地域の皆さんに使っていただくこともあるかもわかりません。その辺の手続論がどうなのかを教えてください。

◎味元農業振興部長 先ほど委員がおっしゃったように、焼却灰の扱いにつきましては、実は、平成26年度の前半ごろだったと記憶しておりますけれども、特にペレットボイラーの使用が多い東部地域から、もう少し手続を簡素化できないかとのお話をいただきまして、環境省の通達等も考慮しながら、みずから利用する場合には手続を簡素化する形でやっておりますので、そのあたりは随分楽になっていると思います。

それと、今回、四万十町で使う部分につきましては、おが粉ボイラーですので、従来のペレットボイラーと比べると燃焼灰の発生が非常に少ないものです。そういうことで、それほど心配しなくてもいい考え方もあろうと思います。ただ、規模が余りにも大きいので、みずから利用だけでは完結しないことも恐らく出てくると思います。ですから、その部分については、一定コストをかける必要がありますけれども、きちんと産業廃棄物として処理していただくことになると思います。従来のペレットボイラーと比べると燃焼灰の処理コストについては、かなり軽減されるんじゃないかと思っております。

◎弘田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、農業振興部を終わります。

ここで15分ほど休憩したいと思います。再開は3時15分とします。

(休憩 14時57分～15時14分)

◎弘田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

#### 《林業振興・環境部》

◎弘田委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いますので、御了承願います。

◎大野林業振興・環境部長 御説明に先立ちまして、川井喜久博様の御逝去の報に接し、部を代表いたしまして、謹んで哀悼の意を表したいと思います。

それでは、林業振興・環境部の提出議案について御説明いたします。

まず、一般会計の補正予算ですけれども、歳入歳出予算の補正はありません。繰越明許と債務負担行為の補正です。繰越明許は、林道事業、治山事業における繰越明許をお願いするもので、債務負担行為は、後ほど説明させていただきます県立牧野植物園の指定管理者制度に基づく管理運営委託料に関して、平成 28 年から 5 カ年間の支出予定額を計上しています。

続きまして、その他議案です。県立牧野植物園の指定管理者制度に基づく議案です。この議案につきましてもは地方自治法の規定により、指定管理者の指定について議決をお願いするものです。

次に、伊方原発再稼働容認の知事発言を再考し、国、愛媛県、四国電力に対し、伊方原発再稼働を行わないことを求める高知県としての行動の請願について、県としての参考説明を後ほどさせていただきます。

最後に、報告事項が 2 件あります。

1 件目は、高知県環境基本計画第 4 次計画の骨子についてです。2 点目は、林業分野における T P P について、それぞれ御報告させていただきます。また、林業振興・環境部が所管する審議会の審議経過等につきましてもは、お手元の別とじの資料に一覧表をおつけしています。

以上、総括的に御説明しましたが、詳細はそれぞれ担当課長から御説明しますので、よろしくお願ひします。

◎弘田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈治山林道課〉

◎弘田委員長 まず、治山林道課の説明を求めます。

◎安岡治山林道課長 それでは、治山林道課の補正予算の説明をさせていただきます。

資料②議案説明書補正予算の 36 ページをお願いします。

林道治山工事の繰越明許費の追加をお願いするものです。林道費で 11 路線 16 カ所、また、治山費では、当初予算分の一部と当年度発生した山地災害の緊急治山工事など 40 カ所、合わせて 56 カ所の繰り越しをお願いするものです。

繰り越しの理由としましては、一つは、治山工事の索道などの任意仮設工事の用地や、また工事支障木の補償についての地権者交渉、また二つ目としては、地すべり工事の地質調査結果による工法の検討、三つ目として、当年度の災害発生に伴う下方道の通行どめなどにより、用地、工法検討、計画調整に不測の日数を要したことが主な理由です。これに加えて、本年度も 11 月末までに 14%の入札不調が出ております。これも工期・発注時期



がおくれる一因となっております。

今回繰り越しをお願いします箇所は、年明けからの発注となります。繰越制度の活用により、次年度にまたがる適正な工期を設定し、事業者には負担をかけないよう実情に合った入札条件とするためです。

以上で、治山林道課の補正予算の説明を終わらせていただきます。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

#### 〈環境共生課〉

◎弘田委員長 次に、環境共生課の説明を求めます。

◎内村環境共生課長 環境共生課から提案させていただいております議案について御説明申し上げます。

資料②の高知県議会定例議案説明書補正予算の37ページをお開きください。

まず、債務負担行為に関するものです。高知県立牧野植物園につきましては、平成23年度から平成27年度までの5年間、公益財団法人高知県牧野記念財団を指定管理者として直指定で選定しておりまして、管理運営業務を委託してきました。本年度は指定期間の終了年度に当たることから、平成28年度から平成32年度までの5年間、指定管理者制度に基づき、牧野植物園管理運営委託料につきまして債務負担行為をお願いするものです。債務負担額につきましては、平成28年度から平成32年度までの5カ年間で、牧野植物園管理運営委託料として17億9,213万4,000円を計上させていただいております。

以上が、補正予算に関するものです。

続きまして、資料③の高知県議会定例会議案条例その他の49ページをお開きください。

高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案です。

2に記載している公益財団法人高知県牧野記念財団を指定管理者として議決いただきますよう、お願いするものです。

ここで、指定管理者の選定概要について説明させていただきます。補足説明資料の環境共生課の赤いインデックスがついた1ページをごらんください。

中ほどの3これまでの指定管理者の状況です。制度導入以降の第1期目となる平成18年から平成22年度までにつきましては、公募により、財団法人高知県牧野記念財団に委託しております。また、第2期目となる平成23年度から平成27年度におきましては、直指定として、公益財団法人高知県牧野記念財団にお願いしております。

その次の4指定管理者制度導入の効果です。次の2ページをお開きください。

(2) 入園者数の増減ですが、指定管理者導入前の3年間の年平均をみますと11万2,734人でした。それから、導入後の平成24年からの3年間の平均が15万510人とな

っております。続きまして、(3)費用対効果です。指定管理者制度導入前の平成17年度単年度の代行料2億9,254万円から、途中で実施した事業拡大文を除いた比較対照額で見ると、平成23年度から平成27年度の5カ年間の平均が2億4,516万円です。単年度当たり約4,802万4,000円の節減効果となっております。

次に、5今回の指定議案についてです。第2期に引き続きまして、牧野植物園の事業管理上必要な植物に関する専門知識また栽培管理能力、団体としての組織力等を有する牧野記念財団に直指定することにして、11月4日に、大学の教授、他県の植物園の園長、学校関係者、観光関係者などの外部の5名により審査委員会を開催して、業務遂行能力、施設の管理運営計画、事業計画、管理代行料などの項目につきまして審査を行い、牧野記念財団を指定管理者とすることについて適当であるとの旨の評価をいただいたところです。

(4)代行料に係る予算額です。5カ年間の総額17億9,213万4,000円を計上させていただいており、前回の指定期間と比較して、約1億5,300万円の増額となっております。

また、この増額の要因につきましては、近年の入園者が13万7,000人にまで落ち込んでおります。この落ち込み量を加味した入園料の減少に伴う代行料の増額部分と、平成26年度に下水道工事を完工したので、その下水道の使用料、また消費税アップ相当分です。それから、再生エネルギー発電促進賦課金がありますが、これはキロワット0.75円から1.58円に上がるので、その使用料の増額部分が増加しているものです。

なお、牧野植物園のより一層の磨き上げにより、魅力の向上に努めながら、入園者の確保に努めていきたいと思っております。

以上で、説明を終わります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎武石委員 これがいいと思っておりますが、来園者がふえて楽しんでいただけるより充実した施設にしてもらいたいと思っております。それで、当然どこの施設でも、中長期的に見た抜本的な改修をしなくてはならない案件がこれから出てくると思うし、一方で、そこまで至らないけど、小修繕しなくてはいけないことがあると思っております。100万円以下の小規模修繕は指定管理者で大規模修繕は県がやることになっていたと思っておりますが、ここもそうでしたかね。

◎内村環境共生課長 御指摘のとおり協定を結んでおりまして、100万円以内は指定管理者に対応していただき、それを超えるものにつきましては県で計上しております。

◎武石委員 そういうことでいいと思うんですが、県としても任せっきりでないと思うんですが、中期・長期的に手を入れないといけないものについては、県もしっかりとやっていただきたいと要請しておきます。

◎米田委員 2ページにある指定管理者制度の導入前と導入後の2期にわたり4,000万円と4,800万円節減されていますが、その主な要因は何ですか。

◎内村環境共生課長 節減額につきましては、入園者の増があります。指定管理者制度導入前の11万人から比べますと、最大時には20万人を突破した時期があります。20万人を突破した時点では8,000万円程度の入園料がありました。ところが、現在は13万7,000人まで落ち込んでいまして、入園者の約56%が有料入園者で、その他の65歳以上の長寿者手帳をお持ちの方や高校生以下の方は無料になっておりますので、その部分で、平成26年度は5,200万円程度の入園料となっております。その部分も加味した形で、節減効果が出ています。

◎米田委員 わかりました。それぞれ指定管理者側と県が努力して、もっと入園者がふえるようにしていただきたいと思います。私も何回か行ったんですけど、なかなかアイデアがあって、夜の植物園とかおもしろかったですが、たくさんの方が来ていますので、このニーズも見ながら取り組んでいただきたいと思います。しかし、まだまだ牧野植物園は全国的にはあまり知られていませんので、ぜひPRを含めてやっていただきたいと思います。それと、資料では、常勤14人で契約社員34人のことですが、契約社員はプロパーではなくて、牧野植物園がどこかの企業と契約を結んで来てもらっているんですか。それと、ふえたり減ったりといった動向はどうなっていますか。

◎内村環境共生課長 園長、副園長を含めて48名程度でやっておりまして、実働が45人ですが、そのうちプロパー職員は25%で、ほかの施設の団体と比べてプロパー率が低い状況です。植物は生き物ですので、専門の研究者や栽培管理ができる優秀な人材が必要になっていっていますが、やはり定着の安定性の問題があり、過去を見ると約11名がやめている実情があります。平成25年度に労働法の改正があり、契約職員を5年以上雇用する場合は無期にしないといけなくなっておりますので、5カ年の次期指定に向け、牧野記念財団の体制強化の部分もありますので、この重要な方たちのプロパー化をお願いしています。

◎米田委員 この法改正も含めて、プロパー職員で身分も安定しながら専門性を発揮してもらえる体制に持っていけないと中身が充実しません。そしたら、将来的に契約職員からプロパーに移行して、契約職員は大分減るようになりますかね。

◎内村環境共生課長 今までは定期職員として重要な役割を担ってきたので、その部分をキャリアデザインで将来を見据えるような形でプロパー化することで、かなりの方たちのモチベーションが上がる形になっております。特定の窓口業務など、一部の業務では、定期職員が若干残ります。

◎米田委員 マンパワーが大事なところですので、ぜひそういった改善を急いで進めていただきたいと思います。それと、あそこは路線バスがなくなりましたよね。それで、高齢者や車を持っていない人が行こうとしても、坂や大変なところもあります。けど、新しい温室などもいろいろあるし、入園料はとれないかもしれないけど、そういった方にも来てもらいたい施設なので、今後、アクセスをどのようにしていくのか。それについての意見

はあまり出ていませんか。

◎内村環境共生課長 おっしゃるとおりです。現在、MY遊バスが高知駅から桂浜経由で出ておりますし、MY遊バスを使うと、植物園に入るときに割引になる制度もありますので、極力それを活用していただきたいと考えています。高齢者につきましては、なかなか牧野植物園に運ぶ足がありませんので、ゴールデンウィーク中などの特に集中する期間につきましては、シャトルバスなどで対応しながら利便性を確保していきたいと考えております。常時は非常に難しいです。

◎米田委員 MY遊バスは確か土日とか休日だけで平日は回っていませんよね。

◎大野林業振興・環境部長 平日も運行しています。

◎米田委員 MY遊バスは路線が限定されていますので、何かいい方法を県全体で考えていく必要があると思いますので、ぜひ検討してください。

◎高橋委員 我々にもパンフレット等を機会あるごとに送付していただいています。それで入園者数ですが、平成27年度は、このままでいけば12万人台が予想されます。基本的に入場料の減額になった分が、指定管理者の資金として必要だと言ってくるんだろうと思います。とはいえ、私は、はいそうですかというわけにはいかんと思います。

この表を見たときに、平成20年の入場者数が20万人で突出しています。前後の年は12万人台なので、何か大きなイベントをやったときだったんでしょうかね。

◎大野林業振興・環境部長 平成20年は「花・人・土佐であい博」で、その後の平成22年が「土佐・龍馬であい博」です。間の入場者数が減少しているのは、温室を改良している時期です。

◎高橋委員 七、八万人ですので、かなりの効果があったことがうかがえます。できれば、我々も努力しなければいけません。やっぱりいろんな団体に呼びかけて、おいでいただくようにPRしなくてはならないと思うんですが、平成26年の入場者数13万7,000人のうち、県外の方はどれくらいでしょうか。それで、県内・県外比や年代構成といったデータがあれば、今後の参考にもなると思います。いい施設なんで、かなり馬力をかけて、いろんな展開の仕方由来園者数がかなりかわってくる背景があるので、そこに尽きると思います。ものはいいので、そこをどうPRして、おいでいただけるかだろうと思うんで、そういった資料があったら、お返しいただけたらと思います。

◎大野林業振興・環境部長 先ほど来の御指摘の件ですけど、平成27年度は秋に少しイベントを打ったこと等で、対前年並みに推移して、一定下落を防げていると思っています。

中長期的とのお話がありましたけど、今回の債務負担行為を立てるに当たって、知事との協議の中で、それについては来年度の予算で大幅なリニューアル計画を立てることで予算概要でお示ししているところです。

また、この補正に関して、知事からの指示は、5年も先まで待つわけにはいかないの、

来年から何をすべきかということで、先ほど高橋委員から御指摘のあったように、例えばプロモーションをどういう形で誰に対してやるのか、ターゲットを明確にして、2月ぐらいまでにきちんと案を出してくるようにと指摘を受けていますので、今、部を挙げて、それを練っている最中です。

◎橋本委員 高橋委員の質疑に対して、部長から答弁としてありがたいお言葉をいただいたと思います。私も牧野植物園にはよく行きます。本当に世界の牧野といったイメージを持っていて、研究施設としても教育施設としても超一級だと思っています。それに加えて、観光の施設としても非常に大きな役割を果たしていますので、先ほど言ったように、今のままではとどまらずに、ヤードもまだまだあるようですので、もっとグレードアップして売っていく形をもう少し深掘りして、何とか対応していただきたいと思っています。

目に見えないですけど、有用植物の研究もやっていて、それが有用植物を育てる方の利益にもなっていますし、それから、小学生から大学生までの教育施設としての役割も大きく果たしていますので、ぜひとも、先ほど言われましたようにリニューアルを目指して、全庁一体となって取り組んでいただきたいと思いますが、その決意をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

◎大野林業振興・環境部長 来年度の予算で、ほぼ1年かけることになろうかと思いますが、観光関係者を含めて各関係者の御意見を聞くとともに、現在、県外からの来園者が2割程度で、基本的には県内からの来園者が圧倒的に多い施設です。温室のある植物園という区分でいきますと、京都府立植物園、大阪の咲くやこの花館に続いて第3位という評価をいただいている園ですので、ますます磨き上げをしていくことが大事です。

入園者を確保するための花皿鉢等により、従来県内の方の憩いの場であった芝生広場等の機能が今うせておりますので、そういった機能をまたどこかに求めていかなければいけないとの案もありますし、さまざまな方の御意見を反映して、より磨き上げが進むように、来年度は計画することとしています。そのために、園では、既に来園者に御意見を聞くモニタリングを始めています。

◎弘田委員長 質疑はございませんか。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

《請願》

◎弘田委員長 次、請願について行います。

林業振興・環境部に関する請願は、「伊方原発再稼働容認の知事発言を再考し、国、愛媛県、四国電力に対し、伊方原発再稼働を行わないことを求める高知県としての行動の請願について」、1件であります。

それでは、内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第3号「伊方原発再稼働容認の知事発言を再考し、国、愛媛県、四国電力に対し、伊方原発再稼働を行わないことを求める高知県としての行動の請願について」、新エネルギー推進課。要旨、1 請願の趣旨。伊方原発から250キロメートル圏内に県土の全てが位置する高知県民は、伊方原発再稼働問題の当事者であるというべきであり、中村愛媛県知事の再稼働容認が表明され、伊方原発3号機の再稼働が来春とも取り沙汰される中で、必要性も正当性もない原発再稼働を認めず、これを行わせないための行動が必要である。

2 請願の理由。(1) 下記に述べるように、原発による発電なしに、十分に電力は足りており、尾崎知事が再稼働容認理由として述べた「電力の安定供給のためやむを得ない」という見解は誤認があること。

(2) また、伊方原発の安全性についても、それが確保されたとはいえないのであり、知事の見解には誤認があること。

(3) 上記(1)(2)の具体的内容。ア福島原発事故後、四国では、原発なしで電力供給に支障が出たことは一度もない。過去10年間においても、原発以外の発電施設による電力供給で電力需要は十分賄えている。四国電力は、「発電能力が、老朽化施設を除くと608.5万キロワットしかなく、余裕電力3%を確保できない。」と説明しているが、そもそも、日本全体の電力需要が低下している上に、福島原発事故後、企業は自己発電能力を強化しており、現在では、余裕電力3%は優に確保できる状態にある。それでも、電力需要に不安があるとするのであれば、原発を再稼働するのではなく、より安価で安全なガスコンバインド発電に切りかえればよい。

イ現在は、原発の稼働を前提とするため、原発の維持費用と安全対策費用が必要となっている。毎年の維持費1.2兆円、原発の安全対策費2.2兆円、核燃料サイクル積立金など10.2兆円、全原発の廃炉を決定し、これらの費用を取りやめれば、コストは当然下がる。四国電力の一昨年2月の「電気料金値上げ申請説明資料」には、少なく見積もって898億円の原発費用が見込まれており、原価不足額とした625億円を上回っている。

ウ原子力規制委員会の「適合」判断には、IAEAの「5層防護」の考え方が反映されていないのであり、安全性が立証されたとは考えられない。加えて、規制委員会の田中委員長自身が、「安全審査ではなく、基準の適合性を審査したということ。基準の適合性は見えていますけれども、安全だということは私は申し上げません。」と述べているように、審査合格をもって、安全が確保されたとはいえない。

エ原発から生まれる高レベル廃棄物の処理方法は、いまだ確立されておらず、現実的に地層処分なども全く見通しが立っていない。既に全国では、1.7万トンの使用済み核燃料が原発の燃料プールにため続けられており、その処理方法はいまだ定まっていない。伊方原発の燃料プールの保管可能量はあと8年分であり、これ以上使用済み核燃料をふやすべきではない。さらにMOX燃料は、地層処分ができる表面温度100度に冷えるまで、500

年かかる。(核燃料サイクル開発機構・2004 年度契約業務報告書「プルトニウム利用に関する海外動向の調査 (04)」) その間、伊方原発の燃料プールで保管することは不可能である。

オ以上のことから、四国電力は、地球環境はおろか地球に住む全ての生命に多大な危険性を及ぼすと同時に、高知県にとっても事故によるリスクははかり知れないものがあり、原発稼働を一刻も早く断念し、自然エネルギー発電に方向転換すべきである。自然エネルギー発電の安定性を疑問視するのであれば、当面する原発代替発電システムとして、より安価で安全なガスコンバインド発電を推進すべきである。

3 請願の項目。本年 10 月 26 日に尾崎知事が述べた伊方原発 3 号機の再稼働容認発言を再考し、高知県として、同機の再稼働を行わないことを国、四国電力に求める行動をとること。また、同様の行動をとることを愛媛県に働きかけること。

請願者、高知市本町 4 の 1 の 32、高知県平和運動センター内、原発をなくし、自然エネルギーを推進する高知県民連絡会、共同代表、外京ゆり、徳弘嘉孝、山崎秀一。

紹介議員、中内桂郎、石井孝、大野辰哉、橋本敏男、前田強、高橋徹、上田周五、坂本茂雄、塚地佐智、中根佐知、吉良富彦、米田稔。

受理年月日、平成 27 年 12 月 15 日。以上です。

◎弘田委員長 次に、新エネルギー推進課の参考説明を求めます。

◎山下新エネルギー推進課長 それでは、請願理由の指摘について、四国電力との勉強会で確認してきたことなどから御説明いたします。

補足説明資料の新エネルギー推進課という赤いインデックスがついた部分をお開きください。1 ページをごらんください。

まず、電力供給とガスコンバインド発電への切りかえについての指摘に対する説明です。

現在、電力供給力の大部分を担っている火力発電所は、平成 26 年度末時点で稼働している 10 基のうち 6 基が運転開始から 40 年以上経過するなど、老朽化が進んでおります。こうした老朽化が進んでいる火力発電所は、電力需要が大幅に増加する夏・冬の電力需給の安定性を確保するため、定期検査を繰り延べる措置を講じております。このため、従前よりも不測のトラブルが起こるリスクは高まっており、計画していなかった発電所の停止は増加傾向にあります。実際の事例としまして、平成 26 年度冬の電力需要が最も大きかった 12 月 17 日の予備力は 32 万キロワットとなっておりましたが、この日の 3 日後の 20 日に起こった阿南発電所及び他社発電所のトラブル停止が、仮に 17 日に起こっていれば、安定した電力供給に支障が出ていた可能性もありました。このように、現在、老朽化している火力発電所を総動員して何とか供給力を確保している状況で、火力発電所に不測の事態が発生した場合には、電力の供給力不足が生じる可能性があります。

ガスコンバインド発電への切りかえについては、発電所のリプレースは環境アセスメン

トや建設工事などの工程に時間を要することから、計画公表から営業運転の開始までには七、八年程度の期間が必要であり、急激に火力発電所の供給力を増強することは困難な状況であります。

以上のことから、現時点で長期的に安定的な電力供給が確保されている状況ではありません。

次に、2ページをごらんください。原発の廃炉とコストについての指摘に対する説明です。示している表については、四国電力が平成25年2月に、電気料金の値上げを申請したときの原子力関連費用の原価となります。このうち、廃炉に伴い、燃料費、使用済み燃料の処理・処分費用、修繕費のうち定期検査に係る費用などは減少しますが、廃炉までの間、施設を安全に維持管理する費用、施設の廃止措置の費用、固定資産の未償却部分の費用は必要となります。

次、3ページをごらんください。このほか、原子力発電の代替電源の確保のため、新たな発電所の建設・運営費用や追加の電力購入費用なども発生します。

以上のことから、廃炉するとした場合、廃炉に伴い減少する費用よりも増加する費用が多く見込まれることから、廃炉によりコストが下がるというわけではないと認識しております。

次に、4ページをごらんください。新規制基準の安全性についての指摘に対する説明です。新規制基準は、福島第1原発事故の教訓を踏まえ、有効な複数の対策を用意する深層防護の考え方を基本として、最新の知見に基づき、安全対策の基準が強化されたものと認識しております。しかし、安全に絶対はなく、想定外の事象に見舞われることもあり得ることから、重大事故が起きる可能性は否定できず、新規制基準では重大事故が発生したときの対策も新たに規制の対象となっております。万が一の重大事故にも、放射性物質を閉じ込め、福島第1原発事故のような被害を起こさない対策が講じられているものと認識しております。

以上のことから、最新の知見に基づいた安全対策がされていると認識しております。

次に、5ページをごらんください。高レベル放射性廃棄物とMOX燃料についての指摘に対する説明です。高レベル放射性廃棄物の処分については、ことし5月22日に、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針が閣議決定されております。この中で国は、この課題は将来世代に負担を先送りしないよう、現世代で解決すべき問題としており、現在、国が前面に立って取り組んでいるところです。この問題については、既に発生しているものでありまして、原発を再稼働させるか否かにかかわらず、基本方針に基づき、国が責任を持って取り組んでいくべきものと認識しております。

また、使用済みMOX燃料の冷却については、旧核燃料サイクル機構が原子力学会で発表した内容によると、使用済み燃料を直接処分すると仮定した場合、御指摘のように約500



年かかるとなっていますが、直接処分ではなく、再処理した場合には、使用済みウラン燃料を再処理したガラス固化体の冷却期間とほぼ同じ期間となることと示されております。MOX燃料の再処理を含む核燃料サイクルに関する諸課題については、国のエネルギー基本計画において、状況の進展に応じて戦略的柔軟性を持たせながら対応を進めるとされているため、MOX燃料の再処理についても、今後議論されていくものと認識しております。

以上のことから、これらの問題については、国によって進められているものと認識しております。

7ページ以降は、今回の説明に関する四国電力の勉強会の取りまとめ資料の該当ページを添付しておりますので、また御参照いただければと思います。

最後になりますが、こうしたことから、県民の生活や経済活動に不可欠な電力の安定供給のためには、現時点では、伊方発電所3号機の再稼働はやむを得ないと考えております。

以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎米田委員 間もなく東日本大震災から5年を迎えようとしていますけど、脱原発という社会全体の流れがある中で、四国電力は脱原発や依存度を下げるといった基本的な立場を一切とらずにきていますよね。県もそれを指摘されているんですけど、4年余りが過ぎてしまいました。逆に言えば、この間そういう立場に立っていれば、ガスコンバインド発電への切りかえ作業ももっと計画的に進んだと思います。きょうは執行部から話を聞きましたけど、勉強会のレポートのままですし、何か四国電力が前でしゃべっているような気がしてなりません。例えば、ガスコンバインド方式に切りかえるときに、七、八年かかると書いていますが、環境省や経済産業省は1年強程度に短縮できることもあるとしています。実際に、これは臨時的なやり方ですけど、東京電力が千葉市と鹿島市に3カ月間ぐらいで一時応急的なものつくっています。今はリプレースしていますけど、そういったことも十分加味、検討をした上で、本当にやむを得ないのかどうかを検討しなければいけないと思います。やっぱり四国電力の言うままでは、脱原発に向けての意思を明確に持った上でどうかしてもらいたかったと思います。そこは技術を含めてどうですか。それと、四国電力が言うとおりの、ガスコンバインド方式への切りかえは七、八年を要すると、ずっと言われていますけど、環境省や経済産業省も迅速化することによって、短期間でそういった設備ができると言われているんですけど、そこら辺はどうですかね。

◎山下新エネルギー推進課長 電力の安定的な供給を図ることからすれば、まずは、応急的な発電所の措置ではなく、仮につくるにしてもしっかりしたものをつくる必要があると考えます。その場合に、大型で一定の出力の火力発電所を整備する場合には、やはり周辺環境アセスメントをやらなければいけないことも確認しております。周辺住民の方にも当然影響が出てくる話なので、十分にやらなければいけません。それから、一定の出

力の工場をつくるには、2年程度の工事期間が必要とお聞きしています。そういうことを考えれば、計画段階からすると、やはり七、八年程度の期間が必要になると考えます。

ちなみに、これは土地があつて建物をつくる場合の話であり、新たに土地を構えるとなると、さらに用地買収などが必要となってきますので、これ以上の期間がかかることになります。

◎米田委員 おととしの4月だったと思いますが、高効率火力発電の導入について、従来3年程度かかっていた火力発電所のリプレースを1年程度に短縮できるとした資源エネルギー庁の見解もあるわけですね。そういう専門的な知見もあるわけですから、あらゆる知恵を使って総合的に考え、本当に万が一といったことがないのかまで突き詰めないといかんとするんですけど、どうですか。

◎大野林業振興・環境部長 添付している資料の中に参考資料がありまして、その11ページの真ん中に概略スケジュールという横表があります。実際に坂出2号がガスコンバインド発電です。リプレースを公表したのが平成21年ですけど、実際に環境アセスメントにおおむね3年、それから建設工事に3年ほどかかっているのが実態ですので、そういったいろんな諸条件をすっ飛ばせば、理屈では1年でできるのかもしれませんが、現実はどういうものであることをよく御理解いただきたいと思います。

◎橋本委員 ちょっと確認させていただきたいと思うんですが、2016年から電力の自由化が始まります。それから2020年には発送電分離のスキームで電力に対する国の方向性が出ていると思います。2016年の電力の自由化に伴って、四国島内の小売電気事業者の登録申請をしているのは9社あると思います。それで、実際問題として、国は、大手10電力会社が既得権益的に全て押さえていた電力を開放しようとしているんですね。だから、電力不足に対して、そういうことも含めた上での形をどう解釈すればいいのか、その辺もまずわかりません。

あと、2020年の発送電分離によって、電力の相互供給がどうなるかについて、ある一定きちんとシュミレーションしていただきたいと思っているんですが、いかがですか。

◎山下新エネルギー推進課長 おっしゃるとおり、これからさまざまな電力改革がなされることも踏まえた上で、当然原発をどうしていくかといった話もあります。それで、原発の依存度をどう下げていくのかについては、勉強会でもお聞きしましたが、満足のいく回答は得られておりませんので、これは引き続き勉強会を行っていく中で、あわせて、日本全体のこういった電力改革の事情も踏まえながら、説明を求めていきたいと思っております。

◎橋本委員 今回の知事容認発言の一番のポイントは、電力の安定供給がわからないからやむなしとの考え方だと思います。でも、四国電力も含めた大手10電力会社に依存しない電力供給をしていく国の方向が見えていますから、この辺をもう少し視野に入れた上での

対応が、あるべき姿ではないかと思っております。

◎大野林業振興・環境部長 電力の自由化は、米国がかなり先んじてやっております。それで、自由化した結果どうだったかという、結局、供給トラブルが結構起きています。

◎橋本委員 ドイツもそうですね。

◎大野林業振興・環境部長 資本主義社会の中で自由化している国は、電力トラブルが頻繁に起こるので、今の時点での話として考えると、四国電力に安定的な電力供給力を十分持っていただくことが必要なことだと考えています。

◎橋本委員 現時点での対応としてはわかります。ただ、四国電力に対して、三つのうちの一つについて、まだ回答いただけていないまま、再稼働やむなしという形は早計だと思います。やっぱり、高知県にはきちんとした意識を持った対応をとっていただきたいと思います。だから、基本的には、四国電力に依存する考え方より、また違う方向性も探れるんじゃないかというイメージも持って対応していただきたいと思います。

◎大野林業振興・環境部長 決して四国電力に依存したり、四国電力と共存していく考え方ではないんです。ただ、大株主ではありますけれども、現実的には県の施設の大部分は、既に四国電力以外から電力を購入している状況です。御指摘の点はしっかり踏まえますけれども、いわゆる工事認可の段階で、やむを得ないとの表現ですので、これから工事の実際の許可等の際には、知事も申し上げていましたように、引き続き、必要に応じて追及していくスタンスです。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部の議案を終わります。

◎弘田委員長 続いて、林業振興・環境部から2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

#### 〈林業環境政策課〉

◎弘田委員長 まず、高知県環境基本計画第4次計画の骨子について、林業環境政策課の説明を求めます。

◎上岡林業環境政策課長 それでは、高知県環境基本計画第4次計画の骨子につきまして、御説明させていただきます。

お手元にお配りしております商工農林水産委員会の資料、報告事項の赤色のインデックス林業環境政策課がついた1ページをお開きください。

環境基本計画の骨子を説明する前に、環境基本計画の概要につきまして簡単に御説明いたします。

1 策定趣旨にありますように、高知県環境基本計画は、高知県環境基本条例の規定に基づき、本県の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。現在の環境基本計画は第3次計画で、2策定の経緯に

ありますように、平成 23 年 4 月に策定されたものです。計画の期間は 5 年間で、本年度が最終年度となっておりますことから、平成 28 年度以降の取り組みを第 4 次計画として、現在策定しているところです。

3 計画の位置づけとしては、本県が目指す将来像を明らかにし、その実現に向けた基本的な方向性を示すもので、この方向性に沿って、例えば地球温暖化対策や自然環境保全などに関する個別計画が策定されることとなります。

次に、第 4 次計画構成案につきましては、4 に記載しておりますとおり、先ほど申し上げました目指すべき将来像やその実現に向けた基本的な方向性は、第 3 章でお示しすることとしております。

次に、2 ページをお開きください。5 として、第 4 次計画案では、現在の計画から見直すポイントを記載しておりますが、これにつきましては、後ほど第 4 次計画の骨子のところで御説明します。

次に、6 今後のスケジュールです。第 4 次計画の骨子につきましては、本年 10 月に開催した高知県環境審議会で審議いただき、おおむね了承いただいております。現在、この骨子をもとに庁内関係課が、それぞれ担当する分野についての計画案を作成しており、来年 1 月にはこれらを全体計画案として取りまとめ、2 月議会の本委員会において御報告させていただきます。

それでは次の 3 ページ、A 3 版カラー刷りの高知県環境基本計画第 4 次計画の骨子をごらんください。

第 4 次計画の骨子において、現在の計画から変更した部分を赤字で記載しております。本日は、この変更した点を中心に説明させていただきます。

まず、資料上段の緑色の線で囲んだ部分ですが、ここには基本的な考え方や計画の対象、計画期間などの基本的事項を記載しております。

まず、上段左にあります基本的な考え方です。現在の計画では、環境のトッププランナーとして本県発の企画提案を全国に発信するとともに、再生可能エネルギーの導入などの新たな環境ビジネスの振興を図るとなっておりますが、これを第 4 次計画では、多様な主体が協働して、本県の恵み豊かな環境を保全するとともに地域資源として生かすことで、環境保全と産業振興を目指すとしております。これは、計画の基本となる環境の保全という点を明確に打ち出すとともに、環境の保全を前提とした上で、地域資源として積極的に活用する視点で、林業、農業、観光業などの産業の振興にもつなげていこうとするものです。

上段の右端にある第 3 次計画以降の新たな視点は、現在の計画を作成した後の動向等を踏まえ、第 4 次計画で考慮すべき点として、平成 26 年 4 月に策定した生物多様性こうち戦略としての取り組み、豊かな再生可能エネルギー資源を活用した地域の活性化、当部が全

国に先駆けて進めるCLT工法などによる県産材の利用促進の3点を掲げております。第4次計画の期間は、現在の計画と同様5年間としております。

次に、中段にある薄茶色のところですが、ここには、本県が目指すべき将来像を記載しております。現在の計画と同様に、引き続き低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の三つの社会の実現を目指していくこととしております。

その下のピンク色で囲んだ部分につきましては、この三つの社会を実現するための分野ごとの取り組み、さらにその下には、この分野を横断的につなげる取り組みとして、環境ビジネスの振興、環境を守り育てる人材の育成を掲げております。

このうち、環境ビジネスの振興では、再生可能エネルギーの地産地消として、例えば小規模な木質バイオマス発電所を建設し、地域において発電時に発生する熱もあわせて効率的に利用する取り組みや、豊かな自然を観光資源として活用しての長期型・滞在型の観光などへの取り組みなどを進めていくことも想定しております。

最後に、環境を守り育てる人材の育成についてです。現在の計画では、環境学習の推進とネットワークづくりとあるところを見直したものです。これは、学校の先生のような環境学習の指導的役割を担う人材だけではなく、地域で環境保全活動を推進するリーダーや環境に関するさまざまな情報発信・提供できる人材、恵み豊かな環境を次代につなぐ将来の担い手となる子供たちなど、環境にかかわるさまざまな人材を育成する必要があり、第4次計画では環境を守り育てる人材の育成としました。

この中で、一番下に記載してありますように、都市と農山漁村の交流を進める中で、環境への理解や関心が高い、また環境保全活動などに関する知識、経験が豊富な都市部の方々を人材とした取り組みも必要ではないかと考えております。

以上で、高知県環境基本計画第4次計画の骨子についての説明を終わります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

#### 〈木材産業課〉

◎弘田委員長 次に、T P P 林業分野について、木材産業課の説明を求めます。

◎山崎木材産業課長 それでは、本年10月に大筋合意したT P P 協定における林業分野の合意概要と関連する政策の大綱について、御説明します。

お手元の補足説明資料の赤いインデックス、木材産業課をお開きください。

今回の交渉結果による主な合意内容を資料の左側にまとめております。国ごとに合意内容が一部異なる場合もありますので、品目別に輸入量の一番多い国と合意した内容を交渉結果として記載しております。なお、一部の品目についての用語解説を資料の右下につけておりますので、あわせてごらんください。

左側の品目の一つ目から四つ目までに合板類が4種類あります。それと5番目のOSBといわれるオリエンテッド・ストランド・ボードというボード類の一種、それから7番目のSPF製材は、スプルースやパイン、ファーと呼ばれる北米大陸の西海岸から輸入している針葉樹材の総称です。これらにつきましては、協定発効時に関税を50%削減して15年目までは横ばいで推移し、16年目で撤廃することになっております。

しかしながら、この期間中に急激に輸入量が増加したような場合には、自動的に発行前の関税に引き上げるセーフガードが設定されております。

次に6番目のパーティクルボードですが、これも協定発効時に関税を50%削減し、10年目までは横ばいで推移して、11年目で撤退することになっており、これもセーフガードが設定されております。

それから、8番目の造作用LVLは、ラミネーテッド・ベニア・ランバーと呼ばれる単層の積層材ですが、これと9番目の造作用集成材につきましては、現行6%の関税を協定発効後10年間均等に引き下げ、11年目に撤廃することになっております。

続きまして、10番目のブロックボードから下の端のその他の木製品までは、協定発効後に即時撤廃することになっております。

次に、資料の右側です。協定発効による影響につきまして、現時点では具体的な試算は出ておりませんが、国は輸入量の大きい合板等やSPF製材品にセーフガードが設定されたことから、影響は限定的と見込まれるとしております。

しかしながら、長期的には輸入品の増大等により、国産材の価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要として、対応方向を示しております。

こうした動きに対応して、11月25日に総合的なTPP関連大綱が決定され、その中で農林水産業につきましては、攻めの農林水産業への転換として体質強化を図ることにして、具体的な対策として、林業関係では、高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの改革として、林産物の輸出促進対策、合板製材の国際競争力の強化として、大規模高効率の加工施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備、違法伐採対策にそれぞれ集中的に取り組むと明記されております。

現在、国では、こうした対策等を盛り込んだ補正予算案の検討が進んでいると聞いておりますので、大綱に盛り込まれた対策は産業振興計画の目標達成に必要なことですので、予算獲得に向けて、現在、当部としても情報収集に努めているところです。

以上で、説明を終わります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、林業振興環境部を終わります。

## 《水産振興部》

◎弘田委員長 次に水産振興部について行います。それでは議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎松尾水産振興部長 説明に先立ちまして、今回の川井副委員長の訃報に接しまして、部を代表しまして、心から御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、水産振興部が提出しております議案につきまして、総括的な説明を申し上げます。

お手元の資料①の補正予算議案 8 ページをお願いします。

中ほどに調査船運航等委託料とありますが、これは土佐湾の海洋観測調査などを実施する土佐海洋丸の運航委託を行うための債務負担行為について、補正をお願いするものです。

続きまして、資料③の条例その他議案 50 ページをお願いします。

これは、宇佐漁港のプレジャーボート等の保管施設の指定管理者として、高知県漁協を指定しようとするものです。このほかに水産業分野の T P P の合意内容等について報告をさせていただきます。

詳細につきましては、所管課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◎弘田委員長 続いて所管課の説明を求めます。

## 〈漁業振興課〉

◎弘田委員長 まず、漁業振興課の説明を求めます。

◎三笥漁業振興課長 当課の 12 月補正予算について、御説明しますのでよろしくお願い申し上げます。

資料②議案説明書補正予算の 38 ページをお願いします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等の補正に関する調書をお願いします。

漁業振興課では、水産試験場の調査船である土佐海洋丸の平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 カ年の運航委託料の債務負担行為の承認をお願いするものです。

土佐海洋丸は、土佐湾周辺の水温、塩分濃度、プランクトンなどの海洋観測や沖合の底魚の漁場や、黒潮牧場の魚礁調査、それから、ブリ、マグロ類、イワシ、アジ、サバなど水産業にとって重要な魚介類の資源調査の時期を逸しないよう、4 月当初から周年にわたって本県の漁業振興を図る上で、重要な役割を担っております。この委託業務は入札公告から契約までに 2 カ月ほどの日数を要することから、平成 28 年度当初予算では、4 月から

開始するこれらの調査に間に合わないため、今回の補正予算で承認をお願いするものです。

説明は以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎弘田委員長 質疑を終わります。

#### 〈漁港・漁場課〉

◎弘田委員長 次に漁港・漁場課の説明を求めます。

◎清岡漁港・漁場課長 宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案について御説明します。

お手元の資料③高知県議会定例会議案条例その他の50ページをお願いします。

高知県漁港管理条例第32条第1項の規定に基づき、宇佐漁港のプレジャーボートの指定管理者を指定するものです。施設の名称は、宇佐漁港プレジャーボート等保管施設です。指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称は高知市本町1丁目6番21号、高知県漁業協同組合です。なお、指定管理の業務につきましては、宇佐統括支所が行います。指定期間につきましては、今回、民間事業者の指定管理者への参入意欲を高めるため、これまでの3年から5年間へと延長し、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

なお詳細につきましては、水産振興部の議案補足説明資料の漁港漁場課の赤いインデックスの1ページ目、宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者指定議案についてをごらんください。

1施設の概要につきましては、次の2ページに添付しているA3版カラー刷りの宇佐漁港指定管理施設配置図で御説明します。

宇佐漁港内には、管理委託を行う施設として水域と陸域があります。水域施設としては、右下の一覧にある12地区に479隻分、陸域につきましては、中央部下段にある橋田地区の一部に100隻分の船舶保管施設を設置しております。

なお、本年11月30日現在の利用状況につきましては、水面係留は367隻で約77%、陸上保管につきましては49隻で、全体としては416隻の利用状況となっており、利用率は72%となっております。

それでは1ページに戻っていただきまして、2指定管理者制度を導入した目的について説明させていただきます。

宇佐漁港では、利用者のサービスの向上と県の管理コストの削減を目的として、平成22年4月から指定管理期間を1期3年として指定管理者制度を導入し、現在2期目の最終年度を迎えております。

続きまして、3これまでの指定管理者の状況につきましては、1期目、2期目とも高知



県漁業協同組合です。4 指定管理者制度導入の効果につきましては、平成 22 年度の制度導入以降、管理事務所が宇佐地区に設置されたことにより、利用許可申請、更新手続、利用料金の納入などが簡素化され利便性が向上するとともに、利用者からの苦情や要望に対しても速やかな対応がとられてきております。また、行政コストの面でも、単年度で約 700 万円の経費削減につながっております。

一方で、利用隻数は、マリンレジャー人口の減少やプレジャーボートの所有者の高齢化などにより、年平均として 1.6%と、全国平均 1.8%と同程度の減少傾向を示しております。

このため、県としても利用者の獲得に向け、さらなるサービスの向上を図るため、新たな指定管理者とともに、係留施設の見直しや施設整備を進めていきたいと思っております。

最後に、5 応募状況及び審査結果について、御報告させていただきます。

応募状況につきましては、9 月 7 日に公募による募集を開始し、複数の応募を期待しておりましたが、応募があったのは、現在、指定管理者となっている高知県漁協の 1 者だけになっております。なお、管理代行料に関してですが、本施設につきましては、県で積算した利用料金収入から管理運営経費を差し引くと余剰金が生ずることから、管理代行料は計上しておりません。

審査結果につきましては、本年 10 月 26 日に指定管理者候補者選定委員会を開催し、5 人の選定委員に審議していただいたところ、500 点満点で 433 点を獲得し、高知県漁業協同組合が候補者として選定されましたので、今議会に提案するものです。

以上で、説明を終わります。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎高橋委員 これまでの利用料収入は、何隻でどれぐらい上がっているかわかりますか。

◎清岡漁港・漁場課長 平成 26 年度の決算ですが、使用料収入につきましては、水域で 1,287 万 5,000 円、陸上で 610 万円、計 1,897 万 5,000 円となっております。

◎高橋委員 船の大きさにもよると思うんですけど、使用料は平均して年当たり幾らですか。

◎清岡漁港・漁場課長 手元に資料はありませんが、大体 6 メートルのボートが主流で、平均して年間 2,700 円ぐらいだったと思います。

◎高橋委員 違法係留は、そんなにありませんか。

◎清岡漁港・漁場課長 俗にいう放置艇ですが、平成 22 年にこの制度を導入して、平成 23 年に調査し、その際には 287 隻ありました。その中で所有者が判明した 102 隻のうち 85 隻は自主退去していただいております。

あと、当時、所有者が不明だった 185 隻については、その後、約 4 分の 3 の所有者が判明しました。そのうち 136 隻については、自主撤去していただいております。

それで、廃棄物処理等を含めて、現在残っているのは 20 隻になっております。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

以上で、水産振興部の議案を終わります。

続いて、水産振興部から、1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることとします。

#### 〈水産政策課〉

◎弘田委員長 T P P 水産業分野について、水産政策課の説明を求めます。

◎松村水産政策課長 T P P 水産業分野について御説明します。報告事項の赤いインデックス、水産政策課の資料をごらんください。A4カラー刷りの資料をお願いします。

まず、資料の左側に整理しているのが、今回の大筋合意の内容です。品目ごとに現行の関税率と交渉結果をお示ししております。本県で水揚げされる主な品目について見てみますと、1番上のアジ、2番目のサバにつきましては、段階的に16年目に関税は7%から10%のものが無税になります。上から3番目のブリ、それから5番目のカタクチイワは、活魚あるいは生鮮は段階的に16年目、冷凍は段階的に11年目に10%の税が無税になります。

それから、マグロ類は太平洋クロマグロとメバチマグロが段階的に11年目に3.5%が無税になります。キハダマグロは即時無税になります。ビンナガマグロは生鮮が段階的に16年目、冷凍が11年目に無税となります。さらに、カツオ、タイ、キンメダイにつきましては、現在の3.5%が即時無税となります。

左下の4番目にある魚の粉、ミール、ペレット、それから1番下のウナギのかば焼きは、段階的に11年目に無税になります。また、マグロ、カツオ調整品とかつおぶしにつきましては、9.6%が即時無税になっております。

また、この表の1番下米印に赤字で書いてありますが、現行の我が国の漁業補助金につきましては、禁止補助金には該当せず、我が国として政策決定権が維持された結果となっております。

資料の右側ですが、1番上の関税撤廃率につきましては、農業振興部から説明がありましたので、省略させていただきまして、真ん中の国が示した品目ごとの水産物の影響を御説明します。

まず、1番上に特段の影響は見込みがたいとして、ノリ、コンブ、ワカメ、ヒジキ、ウナギといったものが示されております。またその下のアジ、サバ、マイワシなどは、影響は限定的と見込まれております。

次に、個別の魚種ごとに、本県と関係が深いものについて、御説明させていただきます。

まず、アジにつきましては、T P P 交渉参加国からの輸入量が年間約0.3万トンで少なく、国内生産量の約17万5,000トンの50分の1程度であることや、10年を超える長期での段階的な関税撤廃であるため、影響は限定的と見込まれております。

また、サバにつきましても、T P P交渉参加国からの輸入量が約100トンと少なく、国内生産量約38.6万トンの1,000分の1以下であることや、同じように10年を超える長期での段階的な関税撤廃であるため、影響は限定的と見込まれております。

さらに、マイワシにつきましても、T P P交渉参加国からの輸入量は約0.2万トンで、国内生産量約21.8万トンの100分の1程度であることから、影響は限定的と見込まれております。

ただし、これらの魚につきましても、長期的には、国産価格の下落も懸念されることから、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要だとされております。

カツオ・マグロ類につきましては、現在の関税率が3.5%であることやクロマグロやミナマグロは11年の長期で段階的な関税撤廃であること、さらには、国際的な資源管理のもとに置かれており、漁獲量や輸入量の急増は発生しにくいことから、影響は限定的であると見込まれております。

ただ、他方で主に加工向けのカツオやキハダマグロは、関税が即時撤廃されることや、長期的には国産価格の下落も懸念されることから、国では、生産性向上等の体質強化対策の検討が必要だと分析されております。

こうした中、国の総合的なT P P関連政策大綱につきましては、攻めの農林水産業への転換、体質強化対策として、水産業にかかわるものとしては、米や牛肉・青果物・茶・林産物とあわせて、水産物などの重点品目ごとの輸出促進対策、あるいは産地と外食、中食等が連携した新商品開発といった高品質な我が国農林水産物の輸出と需要フロンティアの開拓、さらには、広域浜プランに基づく、担い手へのリース方式による漁船導入支援、高鮮度化、産地市場統合等による競争力強化を図るための共同利用施設の新設・開設などへの支援といった持続可能な収益性の高い操業体制への転換などの対策が盛り込まれておるところです。

先ほど御説明した国が出している定性的な影響分析におきましては、水産物につきましては、ほとんどが影響は見込みがたい、あるいは影響は限定的と見込まれるとなっておりますけれども、全国団体などでは、安価な輸入の畜産物の増加により、水産物の価格が下落する、あるいは畜産物への置きかわりによる影響が懸念されるとの御意見も出ております。県内の漁協からもこうした全国団体と同様な御意見もちょうだいしておるところです。

また一方で、輸出がしやすくなるので輸出に力を入れていきたい、あるいは、魚粉の関税が撤廃されるので、養殖業にとっては恩恵があるのではないかとの御意見もちょうだいしております。

県としては、本県水産物の振興に向け、引き続き産業振興計画の着実な推進に努めるとともに、国に対しては、先月には輸出対策として、民間企業が取り組むH A C C Pに対応した水産加工施設の整備への支援について提言を行いました。今後とも、漁業者や水産

関連事業者などが将来にわたって地域で安心して操業できるよう、必要な政策提言も行っていきたいと考えております。

なお、発表は12月下旬といわれておりますけれども、国による影響額の定量的な試算が公表されましたら、本県への影響を試算し、速やかに御報告させていただきます。

説明は、以上です。

◎弘田委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 ちょっとお聞きしたいんですが、この品目の中で、1番気になったのが魚粉とカツオ節です。割と高い関税率が撤廃されてくると、特に魚粉は、かつおぶしをつくるときに出る残渣の処理があって、その処理にコストがかかってしまう現状があります。それができなければ、伝統的な、例えば宗田節やかつおぶしそのものも消滅していく実態が出てくる可能性があります。

ここで、魚粉の10%の関税そのものがなくなってしまうと、チリから安いものがどんどん入ってきて、かつおぶし加工業者等にとっては、すごく大きな痛手になる可能性があるんですが、その辺はどう見ているんでしょうか。

◎松尾水産振興部長 魚粉につきましては、現在の養殖の事業として輸入されている分については、このように恩恵を受けるんじゃないかとの意見もありますが、一方で、委員が御指摘のような形で、現在、地域で処理されているものに影響が出るんじゃないかとの見方も考えられます。土佐清水でいいますと宗田節加工の残渣処理施設が限界に近づいておりますので、それをどういう形にするのかについて、現在、県も入って協議しているところ です。

そこら辺の影響等も勘案して、どういう処理の仕方がよいのか、餌料用にするのか、あるいは肥料用でいくのか、随分コストも変わってきますし、販売ルートや、それをどの範囲で収集してくるのかといった議論も必要ですので、そういったことも含めて、現在、地元と協議・検討しているところです。

◎橋本委員 25日ぐらいに、ある一定の定量的なものが示されると思いますが、先ほど、部長からもお話があったように、土佐清水で考えてみれば、全国シェアの80%ぐらいを占めている宗田節の伝統的産業そのものが、現実にもう死んでしまうような状況も考えられます。そういうものに対して、業者の皆さんがこれ以上負担することや、それから逆に言うと、TPPの中でこういう状態が市場として出てくることになる、本当に厳しい環境になりますので、その辺も踏まえた対応を考えていただきたいと思います。

◎弘田委員長 質疑を終わります。

◎清岡漁港・漁場課長 先ほど回答させていただいたプレジャーボートの料金ですが、年額と申しましたが月額でしたので、訂正をお願いします。

◎弘田委員長 以上で、水産振興部を終わります。

これより採決を行います。今回の議案数5件で、予算議案1件、その他条例議案4件であります。

◎武石委員 採決の前に、ちょっと意見を言わせていただきたいと思います。第20号議案の高知県が当事者である和解に関する議案、いわゆるルネサス社の議案であります。きょう質疑して、金銭的にルネサス社と争うよりもむしろ協調して一刻も早く次の譲渡先を探すことによって、雇用の安定・継続を図ることが1丁目1番地であることは、よく理解しましたので、我々の会派としては、この議案に賛成しなければならんと思っています。

ただ一方で、質疑の中でも申し上げたように、この議案を認めても、この議案のとおりを実現しないと何の意味もない。和解する意味もないことにもなりますので、我々の会派はこれは認めますが、どうしてもそこが今の段階で判断できないので、ここは委員長報告の中になると思うんですけど、しっかりとっておかないといけないと思います。知事は答弁の中で、県に対策本部を立ち上げ、この本部ではルネサス社はもとより香南市を初めとする関係者とも連携協力し、高知工場の譲渡先の確保と第2棟用地への企業立地の早期実現により、雇用の維持継続を図ることにはしていますとおっしゃっています。

我々もそういう気持ちで認めるので、ぜひ委員長報告の中で、それをしっかりやってくれよ、やれよということ織り込んでいただきたい。その上で、この採決に臨みたいと思います。

◎弘田委員長 委員長報告のとりまとめは、22日に行います。その案に盛り込んだ形で、きちんと対応させていただきますので、またそのときに御審議をお願いいたします。

それでは採決を行います。

第1号平成27年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第13号高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例及び高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第13号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第20号高知県が当事者である和解に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第20号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第25号高知県立牧野植物園の指定管理者の指定に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第25号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決定しました。

次に、議第26号宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 全員挙手であります。よって、第26号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いいたします。

(執行部退席)

#### 《請願》

◎弘田委員長 次に、請願について審査を行います。

請第3号伊方原発再稼働容認の知事発言を再考し、国、愛媛県、四国電力に対し、伊方原発再稼働を行わないことを求める高知県としての行動の請願についてを議題とし、審査いたします。御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ 意見は出つくしたでしょう。

◎ 県民、国民世論が再稼働をやめよとの声になっていますので、ぜひ。

◎弘田委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければこれより採決を行います。

請第3号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎弘田委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

#### 《意見書》

◎弘田委員長 次に、意見書を議題とします。意見書案は2件が提案されております。

まず、環太平洋経済連携TPP協定交渉の大筋合意後の対応に対する意見書案が、自由民主党、公明党、新風・くろしおの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ 意見書案の1については合意できます。うちもこの立場で、やっぱり全容を国民に示すことを求める意見書案を提出していますが、情報公開ということで所管が総務委員会になっているそうです。TPP大筋合意が決着ではないので、それを前提にしたさまざまな要望については賛成しかねるし、一番とるべき最良の道は、まず、TPPから撤退することが私たちの思いですので、一番目以外は、同意できません。

◎弘田委員長 正場に復します。意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、森林吸収減対策の財源確保を求める意見書案が自由民主党、県民の会、日本共産党、公明党、新風・くろしおの会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ 全会一致ですね。

◎弘田委員長 正場に復します。この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整については、全会一致ですから御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、21日の委員会は休会とし、22日火曜日の午後3時30分から委員長報告の取りまとめを行いますので、よろしく願いいたします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。本日は、これにて散会いたします。

(16時50分閉会)